

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月26日
【事業年度】	第88期（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）
【会社名】	株式会社オオバ
【英訳名】	OHBA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 辻本 茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
【電話番号】	代表 03-5931-5888
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 片山 博文
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
【電話番号】	代表 03-5931-5888
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 片山 博文
【縦覧に供する場所】	株式会社オオバ東京支店 （東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号） 株式会社オオバ名古屋支店 （愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号） 株式会社オオバ大阪支店 （大阪府大阪市中央区淡路町一丁目7番3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	2018年5月	2019年5月	2020年5月	2021年5月	2022年5月
売上高 (千円)	16,086,336	15,581,374	15,202,709	15,862,054	15,933,022
経常利益 (千円)	1,120,204	1,151,139	1,176,813	1,380,023	1,654,304
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	744,887	1,715,378	823,656	852,473	1,085,512
包括利益 (千円)	831,315	1,676,509	841,633	1,341,059	1,064,514
純資産額 (千円)	6,950,340	7,892,559	8,286,066	9,299,982	10,229,804
総資産額 (千円)	11,317,196	12,331,658	12,978,835	13,674,769	14,426,848
1株当たり純資産額 (円)	390.71	460.08	487.56	551.48	610.30
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.05	99.47	49.32	52.04	66.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	41.41	97.40	47.88	50.15	64.17
自己資本比率 (%)	60.6	62.8	62.1	65.7	68.2
自己資本利益率 (%)	11.3	23.5	10.4	10.0	11.4
株価収益率 (倍)	15.2	6.2	13.3	15.0	11.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,696,805	1,499,611	1,259,622	1,994,168	345,891
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	191,087	38,903	212,455	847,544	178,891
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	996,520	1,134,637	718,021	481,142	521,424
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,610,291	2,007,411	2,336,557	3,002,039	1,955,831
従業員数 (名)	521	521	522	519	532

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第88期の期首から適用しており、第88期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 従業員数は就業人員であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
決算年月	2018年 5 月	2019年 5 月	2020年 5 月	2021年 5 月	2022年 5 月
売上高 (千円)	15,496,242	14,908,739	14,580,779	15,103,417	15,226,399
経常利益 (千円)	1,138,496	1,110,535	1,147,793	1,340,567	1,617,379
当期純利益 (千円)	752,927	1,692,589	812,283	834,070	1,071,373
資本金 (千円)	2,131,733	2,131,733	2,131,733	2,131,733	2,131,733
発行済株式総数 (千株)	18,602	18,602	18,250	18,000	17,500
純資産額 (千円)	7,071,080	8,031,073	8,389,091	8,980,404	9,863,403
総資産額 (千円)	10,951,601	12,010,780	12,586,087	13,069,838	13,800,923
1株当たり純資産額 (円)	397.60	468.31	493.79	531.86	587.57
1株当たり配当額 (円)	12.00	18.00	14.00	15.00	23.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(6.00)	(7.00)	(7.00)	(8.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.50	98.15	48.64	50.91	66.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	41.86	96.11	47.22	49.06	63.33
自己資本比率 (%)	63.7	65.6	64.8	66.3	68.6
自己資本利益率 (%)	11.2	22.8	10.1	9.9	11.7
株価収益率 (倍)	15.1	6.3	13.5	15.3	11.2
配当性向 (%)	28.2	18.3	28.8	29.5	34.8
従業員数 (名)	471	473	474	472	472
株主総利回り (%)	127.0	126.2	136.1	162.5	159.7
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(113.8)	(100.8)	(107.0)	(134.4)	(136.9)
最高株価 (円)	760	743	977	893	892
最低株価 (円)	475	575	418	594	638

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第88期の期首から適用しており、第88期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 第85期の1株当たり配当額には、特別配当5円を含んでおります。

3. 第88期の1株当たり配当額には、記念配当4円を含んでおります。

4. 従業員数は就業人員であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所(プライム市場)におけるものであります。

2 【沿革】

1922年10月	故代表取締役社長大場宗憲は和地工務所の経営を継承し、主に鉱山鉄道、港湾等の測量事業を目的に東京都港区に事務所を設け営業を開始。
1930年11月	商号を大場宗憲土木事務所に変更し、東京都渋谷区に移転、測量業の他土木設計及び工事監理部門を併設。
1945年11月	商号を大場土木建築事務所に変更。
1947年10月	株式会社として法人設立、新たに建築、土木工事の施工部門を併設。
1950年4月	子会社 大場木材工業㈱を設立。
1953年9月	名古屋市昭和区に名古屋支店を開設。
1955年5月	名古屋支店を名古屋市中区に移転。
1962年2月	大阪市北区に大阪出張所を開設。
1964年3月	大阪出張所を支店に昇格。
1967年3月	子会社 大場木材工業㈱を吸収合併。
1969年6月	本店を東京都目黒区に移転。
1970年9月	大阪支店を大阪市東区に移転。
1971年12月	商号を株式會社オオバに変更。
1972年6月	東京証券取引所市場第二部へ株式を上場。
1972年10月	福岡市に福岡出張所を開設。
1973年4月	仙台市に仙台出張所を開設。
1974年5月	本社事務所を東京都渋谷区に移転。
1975年1月	静岡市に静岡営業所を開設。
1975年10月	広島市に広島営業所を開設。
1976年6月	広島営業所を出張所に改称。
1979年12月	横浜市に横浜営業所を開設。
1980年12月	福岡出張所・仙台出張所を支店に昇格。
1983年4月	千葉市に千葉営業所を開設。
1984年4月	北九州市に北九州営業所を開設。
1984年4月	盛岡市に盛岡営業所を開設。
1985年4月	秋田市に秋田営業所を開設。
1988年12月	広島出張所を支店に昇格。
1989年3月	子会社 ㈱オオバクリエイトを設立。
1989年4月	水戸市に茨城営業所を開設。
1989年4月	仙台支店を東北支店と改称。
1992年10月	横浜営業所を支店に昇格。
1993年10月	盛岡営業所を東北・北支店に昇格。
1993年12月	大分市に大分営業所を開設。
1994年4月	津市に三重営業所を開設。
1994年12月	福岡支店を九州支店に改称。
1994年12月	長崎市に長崎営業所を開設。
1995年4月	岐阜市に岐阜営業所を開設。
1995年4月	山口市に山口営業所を開設。
1996年4月	郡山市に福島営業所を開設。
1996年11月	大宮市に北関東支店を開設。
1997年4月	佐賀市に佐賀営業所を開設。
1999年7月	奈良市に奈良営業所を開設。
1999年7月	鹿児島市に鹿児島営業所を開設。
2000年4月	大津市に滋賀営業所を開設。
2000年7月	川崎市に川崎営業所を開設。
2001年4月	千葉営業所を支店に昇格。
2002年4月	甲府市に山梨営業所を開設。
2003年4月	那覇市に沖縄営業所を開設。
2003年5月	神戸市に神戸営業所を開設。
2004年4月	高崎市に群馬営業所を開設。
2004年8月	大阪支店を大阪市北区に移転。
2005年5月	広島支店を広島市中区に移転。
2005年5月	九州支店を福岡市中央区に移転。
2005年7月	浜松市に浜松営業所を開設。
2005年9月	名古屋支店を名古屋市中村区に移転。
2006年2月	富山市に富山営業所を開設。

2006年10月 藤沢市に藤沢営業所を開設。
2007年12月 沖縄営業所を支店に昇格。
2008年 5月 名古屋支店を名古屋市中村区内に移転。
2008年 6月 新潟市に新潟営業所を開設。
三重営業所を津市内に移転。
2008年 8月 大阪支店を大阪市中央区に移転。
北関東支店をさいたま市大宮区内に移転。
千葉支店を千葉市中央区内に移転。
静岡営業所を静岡市葵区に移転。
2008年12月 和歌山市に和歌山営業所を開設。
2009年 4月 東北・北支店を盛岡市内に移転。
2010年 4月 相模原市に相模原営業所を開設。
2010年 5月 高松市に四国営業所を開設。
2010年 6月 山口営業所を山口市内に移転。
2010年 7月 静岡営業所を静岡市駿河区に移転。
栃木営業所を開設。
2010年 8月 茨城営業所を水戸市内に移転。
2010年 9月 三重営業所を津市内に移転。
横浜支店を横浜市中区に移転。
2010年10月 中国遼寧省瀋陽市瀋河区に子会社 大場城市環境設計諮詢(瀋陽)有限公司を設立。
2011年 2月 大分営業所を大分市内に移転。
2011年 3月 鹿児島営業所を鹿児島市内に移転。
2011年 5月 日本都市整備㈱を完全子会社化。
2011年 7月 川崎営業所を川崎市高津区に移転。
2011年 8月 名古屋支店を名古屋市中区に移転。
神戸営業所を神戸市中央区に移転。
2011年 9月 藤沢営業所を廃止。
2012年 4月 震災復興事業本部を東北支店に設置。
新潟営業所を廃止。
2012年 5月 近江八幡市に滋賀営業所を設置。
2013年 4月 宮城県石巻市に子会社 東北都市整備株式会社を設立。
沖縄県国頭郡大宜味村に子会社 株式会社おおぎみファームを設立。
2014年 4月 長野市に長野営業所を設置。
2014年 5月 福島営業所を福島市内に移転。
2014年 6月 佐賀営業所を唐津市内に移転。
2015年 1月 子会社 株式会社オオバクリエイトを近畿都市整備株式会社に社名変更し、本社を京都府京都市内
に移転。
2015年 2月 沖縄支店を同一市内に移転。(沖縄県那覇市)
子会社 東北都市整備株式会社を同一市内に移転。(宮城県石巻市)
2015年 4月 愛媛営業所を西条市内に設置。
2015年 6月 システム開発事業部を設置。
福島営業所を支店に昇格。
郡山営業所を郡山市内に設置。
震災復興事業本部を東北支店に統合。
2015年 8月 東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
2016年 6月 熊本営業所を熊本市内に設置。
2016年 9月 京都営業所を京都市内に設置。
川崎営業所を川崎市川崎区内に移転。
2016年10月 相模原営業所を相模原市中央区内に移転。
2016年11月 広島支店を広島市中区銀山町に移転。
2016年12月 郡山営業所を廃止。
2017年 4月 浜松営業所を浜松市南区渡瀬町に移転。
豊田営業所を豊田市内に設置。
子会社 株式会社おおぎみファームを解散。

2017年 5月 大分営業所を大分市碩田町に移転。
佐賀営業所を唐津市材木町に移転。
鹿児島営業所を鹿児島市西千石町に移転。

2017年 6月 長野営業所を廃止。

2017年 9月 子会社 株式会社おおぎみファームの清算結了。

2017年11月 岡山市に岡山営業所を開設。

2018年 4月 子会社 大場城市環境設計咨詢（瀋陽）有限公司を解散。

2018年 6月 熊本営業所を熊本市中央区神水に移転。
子会社 東北都市整備株式会社を仙台市内に移転。

2018年 9月 横浜支店を横浜市西区内に移転。

2018年10月 子会社 大場城市環境設計咨詢（瀋陽）有限公司の清算結了。

2018年12月 本社および東京支店を千代田区に移転。

2019年 6月 愛媛営業所を松山市内に移転。

2020年 4月 新潟営業所を新潟市内に設置。
北九州営業所を北九州市内に設置。

2020年 9月 恵那市に東農営業所を開設。

2021年 3月 佐賀営業所を佐賀市内に移転。

2021年 4月 群馬営業所を高崎市鶴見町に移転。

2022年 4月 東京証券取引所市場区分見直しに伴いプライム市場へ移行

3【事業の内容】

当社の企業集団は、当社及び連結子会社3社で構成され、総合建設コンサルタント業として社会資本整備や民間企業施設整備などに貢献しております。

業務内容は多岐に亘っており、「地理空間情報業務」、「環境業務」、「まちづくり業務」、「設計業務」、「事業ソリューション業務」を中心として、これらの業務を複合的に推進しております。

なお、当社グループは、まちづくりのソリューション企業として、地理空間情報業務、環境業務、まちづくり業務、設計業務及び事業ソリューション業務を総合的に営む単一事業の企業集団であるため、セグメント情報は記載しておりません。

各業務の内容は次のとおりであります。

地理空間情報業務・・・・・・・・・・地理や地形に関する詳細なデータは、都市・環境づくりの基礎となるだけでなく、資産等の維持管理にも不可欠です。当社では、最新IT機器を駆使した測量や、補償調査業務等を行うとともに、そのデータをまちづくりに展開・活用しております。

また、GIS（地理情報システム）による高度の上下水道、道路管理システムの提供や防災シミュレーションなどを展開しております。

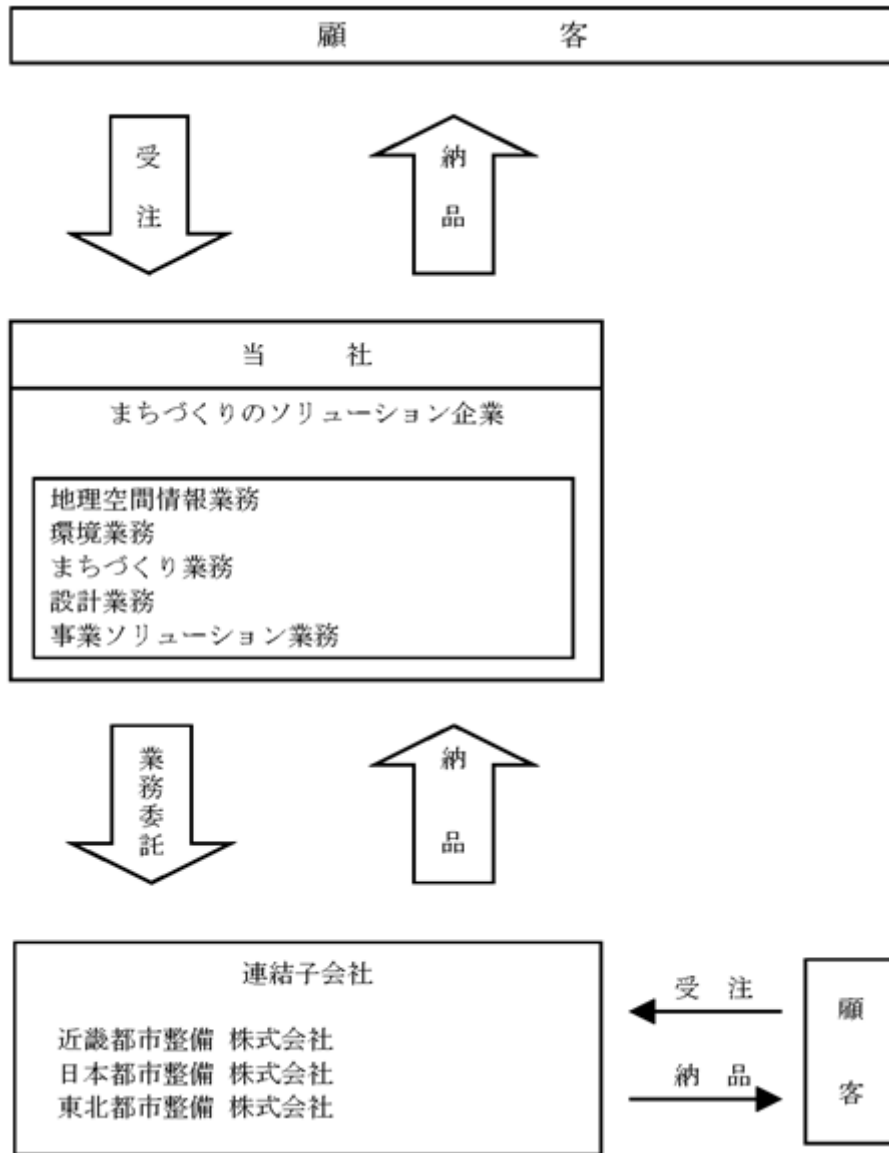
環境業務・・・・・・・・・・快適なまちづくりを進めるためには、環境保全・環境創造の取り組みが欠かせません。環境調査・環境アセスメントに多くの実績を持つ当社は、土壌汚染対策、水質保全や廃棄物処理等に配慮した環境施設計画、そして水やエネルギーの循環計画など、問題を具体的に解決する技術を持っております。さらに、地球環境に配慮した都市環境マスタープランなど、未来の環境づくりにも貢献しております。

まちづくり業務・・・・・・・・・・都市基本計画、地域計画、地区計画、区画整理等による都市基盤整備事業を通じて、福祉、防犯・防災、緑、賑わいなど様々な角度の魅力を持ったまちづくりを、企画提案・コンサルティングしております。また、土地所有者のニーズに応じた土地活用のご相談や土地利用転換に向けたまちづくりの技術的サポートを行うなど地域貢献に取り組んでおります。

設計業務・・・・・・・・・・道路・橋梁・上下水道等施設単体の設計はもちろん、まちづくり事業や環境対策等と連携しトータルでまちづくりを提案しております。近年多発する大規模災害に対し、安全安心のためのハザードマップ作成、橋梁・トンネルの耐震補強設計、地すべり・斜面崩壊に係る解析業務等、様々な防災対策に積極的に取り組んでおります。膨大な公共ストックのアセットマネジメントにも豊富な経験を活かしております。

事業ソリューション業務・・・・・・・・従来建設コンサルタントの業務領域を超えて、大きく3つの取り組みを進めております。

- (1) 従来の建設コンサルタント業務領域を超えた「土地区画整理・開発行為の業務代行業への参画」
- (2) まちづくり地権者向けワンストップサービス提供のため、税理士法人との連携による「まちづくりと相続税務・不動産活用コンサルティングの実施」
- (3) 老朽化マンションの建て替えコンサルなど「まちづくり技術を活かした社会問題の解決提案」



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容 (注)1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
近畿都市整備(株)	京都市 下京区	50,000	設計業務	100.0	当社まちづくり業務、設計業務の一部を、委託しております。 役員の兼任あり。
日本都市整備(株)	横浜市 西区	96,000	設計業務	100.0	当社まちづくり業務、設計業務の一部を、委託しております。 役員の兼任あり。 資金の貸付あり。
東北都市整備(株) (注)2	仙台市 青葉区	30,000	設計業務	100.0 (16.7)	当社まちづくり業務、設計業務の一部を、委託しております。 役員の兼任あり。

(注)1. 主要な事業の内容欄には、業務の区分等の名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、業務の区分別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2022年5月31日現在

業務の区分等	従業員数(名)
地理空間情報業務部門	99
環境業務部門	17
まちづくり業務部門	188
設計業務部門	117
事業ソリューション業務部門	9
販売・管理業務部門	102
合計	532

(注) 従業員数は就業人員であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

(2) 提出会社の状況

セグメント情報を記載していないため、業務の区分別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2022年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
472	41.6	14.9	7,110

業務の区分等	従業員数(名)
地理空間情報業務部門	81
環境業務部門	17
まちづくり業務部門	173
設計業務部門	106
事業ソリューション業務部門	8
販売・管理業務部門	87
合計	472

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合の名称 オオバ労働組合
 組合結成年月 1974年10月
 組合員数 2022年5月31日現在 157名(オープンショップ制)
 上部団体 全国建設関連産業労働組合連合会
 組合の動向 労使関係は組合結成以来概ね良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「優れた技術と豊富な経験を活かし、高品質のサービスを提供することにより社会の発展に貢献するとともに、顧客・株主・社員の期待に応えること」を経営方針とし事業活動を行っております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略及び経営指標

当社グループは、2019年7月に、2020年5月期を初年度とする中期経営計画(2019年度～2022年度)を策定しており、実行しております。

同計画では、以下の基本方針の下、様々な事業施策に取り組んでおります。

1. 対象期間 2020年5月期～2023年5月期(4ヵ年)
2. 基本方針 「目指す将来像」の実現に向けて様々なイノベーションに取り組む4年間
技術力向上

資格保有者の増大・新技術の活用等により、技術力の更なる向上を図り、建設コンサルタント業務の拡大を目指します。

技術力向上の一つの目安は、技術資格保有者の増大です。技術資格は、業務遂行に必要な技術を有すると共に技術者倫理を備えた技術者に与えられます。当社は、建設コンサルタント業務の拡大と技術者のコンプライアンス意識向上を図るため、職員の技術資格の取得促進に取り組んでまいりました。

昨年度、新たに13名の職員が技術士資格試験に合格し、グループ全体の技術士は217名となりました。

中期経営計画では、創業100周年における有資格者数を500名とすることを目標に、技術資格の取得促進に取り組んでまいります。

収益機会の拡大

収益機会の拡大を目的とした業務代行・土木管財等コンサルティング業務への取組みを強化し、事業ソリューション業務の成長を目指します。

ハウスメーカーとの共同業務代行をはじめ出口戦略のしっかりとした優良案件が着実に積み上がってきています。

BPR(業務プロセス革新)とIT戦略投資による生産性改革

BPR(業務プロセス革新)とIT戦略投資による生産性改革を断行します。業務の効率化を図るべく、基幹システムの入替えを実施するとともに、働き方改革や新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、リモートワークの導入やウェブ会議の活用、サテライト・オフィスの設置や民間シェアオフィスの利用等にも積極的に取り組んでおります。

以上3つの基本方針に基づき、諸課題に取り組むことにより、外部環境の変化に柔軟に対応できるレジリエント(強靱)な組織を構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

また、株主様をはじめとする多様なステークホルダーの方々と対話・共創することにより、SDGsの目標にさまざまな形で貢献してまいります。

3. 定量目標(計画策定時)

(単位:百万円)

	2019年5月期 (実績)	2020年5月期 (計画)	2023年5月期 (計画)
連結売上高	15,581	16,000	17,500
連結営業利益	1,104	1,200	1,400

4. 具体的施策

経営施策

- ・ B P R（業務プロセス革新）と働き方改革の一体的推進
- ・ I Tと人財への投資
- ・ I C T環境によるワークスタイルの変化への対応
- ・ M & Aの検討

技術施策

- ・ 資格保有技術者の育成や企業とのアライアンスによる技術力の多様化・高度化
- ・ 新技術等を活用した高度なサービスの提供
- ・ P P P / P F I 分野の技術蓄積とワンストップソリューションの確立

事業施策

まちづくり業務

- ・ 都市の再開発や都市空間の再構築、地方創生や地域活性化、安全・安心で健康や福祉に配慮した地域社会の形成など、S D G s に対応しつつ社会のニーズに応えるスマートシティ・スーパーシティを含めた多面的なまちづくり業務の拡大
- ・ まちづくりに係る計画策定や事業実施業務の強化と、技術支援や民間連携を求める行政機関に対する支援業務への取組
- ・ P M / C M 技術を活用した国内民間開発事業及び海外投資家による国内開発業務（I R、物流施設、ホテル、ゴルフ場など）の支援強化

社会インフラ整備

- ・ 震災復興業務で培った技術を基に、防災・減災、国土強靱化のための社会インフラ整備業務に展開
- ・ 点検・診断、長寿化計画、ストックマネジメントなどの社会インフラ維持管理業務への取り組み強化
- ・ P P P、P F I、コンセッション等、公共施設の建設・維持管理・運営を行う業務について、当社がこれまで民間受託業務等で培ったネットワークやノウハウを活用しながら、最適な事業パートナーとのアライアンスによる対応も含め、取組を強化
- ・ 高速・大容量の通信が可能となる次世代規格「5 G」への移行に伴い、その基盤となる基地局設置業務への対応を強化

事業ソリューション業務

- ・ 土木管財業務・業務代行の実施やマンション建替コンサルティング等、建設コンサルタント業務を超えて土地区画整理事業等へ参画することにより、事業全体のソリューション（課題解決）と収益の多様化を実現
- ・ 2022年生産緑地問題について、区画整理等の手法による秩序ある整備を誘導するためコンサルティングから業務代行参画までをワンストップで対応し、課題解決と同時に新たな収益機会を創出
- ・ 国有財産の土木管財業務及び大学法人の資産管理業務のビジネスモデルを企業不動産（C R E）や公的不動産（P R E）に広く展開

株主還元方針

株主重視の観点から安定的に配当を行うことを基本方針とした上で、株主還元拡充の観点から総還元性向50%程度を当面の目処とし、その時々を経済情勢や財務状況、業績見通し等を総合的に勘案し各期の還元内容を決定することとしています。

当社は、今後も、株主還元方針を大切に、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、株主還元の積極的な強化および将来成長のための成長投資を両立させることで、継続的な企業価値の向上並びに株主利益の拡大に注力してまいります。

(3) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、建設コンサルタント官庁需要においては、防災・減災、老朽化した社会インフラの維持・管理、国土強靱化への対応など公共投資が堅調に推移しており、コロナ禍とウクライナ情勢によりその影響は先行き不透明であるものの受注環境は概ね前年同等を予想しております。

東日本大震災復興関連事業におきましては、発生当初から当社が業務を行っております宮城県石巻・女川地区の基盤整備を主とする震災復興関連業務が完遂を迎え大幅に減少しますが、国土強靱化や防災・減災関連業務などの官庁需要の増加と、物流施設等の開発支援業務などの民間需要の増加などにより、引き続き堅調な受注環境を予想しております。

このような事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画(2019年度～2022年度)にて設定した、各施策を実行し、持続的成長と企業価値向上に向けて取り組んでまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループの技術力を基盤として、次の3点を当面の課題に掲げ、業績の向上ならびに社業の発展に努めてまいります。

技術力の強化

当社グループの持続的・安定的な成長を実現していくためには、技術力の強化が必要です。新卒採用の継続や、専門的知識・経験・資格を有する技術者の採用により、人材を確保するとともに、社員一人ひとりの人材育成に取り組んでまいります。そうした中で、上下水道、河川・砂防、道路、鋼構造、土質及び基礎等をはじめ技術者のレベルアップを図り、当社全体の技術力の一層の強化を推進してまいります。

収益性の向上

当社グループの強みである区画整理事業での経験・知見や保留地の処分能力を活かして、調査設計業務に加え、優良案件については、当社自ら業務代行者として参画することで、デベロッパー事業など「まちづくり業務」の収益性の一層の向上を図ってまいります。

事業領域の拡大

当社グループは、既存事業領域の成長とともに、幅広いニーズに対応するための同業他社等との提携・協業、M & Aの強化や、土木管財業務、個人向けコンサル事業などの高付加価値提案型サービスの展開等により、事業領域の拡大を推進してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

記載内容のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではありません。

(1) 成果品の瑕疵責任と賠償

成果品のミス・エラー等による瑕疵責任が発生しない様に、成果品のチェック体制には、万全の注意を払っておりますが、現状での建設コンサルタント業における瑕疵担保責任の範囲は、損害賠償の限度がない「公共土木設計業務等標準委託契約約款」に規定されていることから、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 官公庁受注への依存

主要顧客である国及び地方公共団体の公共事業費予算の縮小などがあった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 民間取引先の信用リスク

受注額の3～4割程度は民間企業との取引ですが、今後の経済状況の変化に伴い当該企業の破綻等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 保有資産の価格変動

当社は、関東・東北を中心として自社ビル・不動産等を保有しております。

今後の不動産市場の動向如何によっては、当社が保有する資産価値が下落し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害

当社グループの全社員のうち約半数の社員の勤務が東京都に集中しております。そのため、東京都で地震等の自然災害があった場合、業務不能又は、業務能力の低下が発生して、業務が滞る可能性があります。また、東京都に限らず当社グループの支店、営業所等において、自然災害により操業停止等が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材確保

当社グループの成長は、技術部門の優秀な技術者や高度な熟練技能者によって支えられており、当社グループが今後も高い競争力を維持していく上でこれらの人材確保はますます重要となっております。また、技術面のみならず、当社グループの成長過程においては、経営管理面の優秀な人材確保も一層重要となっております。一方、こう

した人材への需要は大きく、企業間における人材の獲得競争は激しいものとなっております。これらの有能な人材の確保及び雇用の維持が困難な場合には、当社グループの成長に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 土地区画整理事業業務代行

中期経営計画において収益機会の拡大策と位置付けている土地区画整理事業の業務代行について、ハウスメーカーとの共同業務代行の契約を締結しております。今後も出口戦略のしっかりとした優良案件については、当社自ら不動産リスクを見据えた適切なりスクテイクを行い、従来のコンサル業務領域を超えた収益性の向上を企図してまいります。なお、不動産市場の動向如何によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新規事業への取り組み

当社グループでは、収益基盤をさらに拡大するために、今後も新規事業への取り組みを進めていく方針ですが、新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の時間を要することが予想されます。このため、当社グループ全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当社グループの目論見どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかつた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、北海道北広島市、宮城県多賀城市他における太陽光発電の売電事業の管理運営は、事業環境の著しい悪化等により計画どおりに推移しなかつた場合には、太陽光発電所施設の減損損失が発生する可能性があります。

(9) 法的規制

当社グループは事業活動を行う上で、独占禁止法、下請法、個人情報保護法等の様々な法規制の適用を受けております。これからの法規制の遵守を徹底するため、すべての役員及び従業員が、行動規範の基本原則である「法令遵守」の精神を理解し、公正で透明な企業風土の構築に努めております。また、コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアルを定め、運用体制を整備し、当社グループ全体での厳格な運用に努めております。しかしながら、万が一これらの法規制を遵守できなかった場合には、社会的な信用や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、主務官庁から建設コンサルタント登録や測量業登録をはじめとして、様々な登録、許認可を受けて事業を行っていることから、登録、許認可の根拠となる各法令等を遵守し、許認可等の更新に支障が出ないよう、役職員の教育等に努めております。

しかしながら、役員が罰金以上の刑に処されることその他何らかの理由により登録、許認可の取り消しや更新ができない状態が発生した場合及び関連法規の改廃や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの事業展開及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。なお、現時点において、当社グループは以下の登録、許認可取り消し事由に抵触しておりません。

登録の種類	保有会社	有効期限	取消事由
建設コンサルタント登録	当社	2024年9月30日	建設コンサルタント登録規程第12条、第13条
	日本都市整備(株)	2027年2月23日	
	東北都市整備(株)	2024年7月16日	
	近畿都市整備(株)	2025年2月26日	

(10) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の影響については、不確実性が高く、収束時期が予想しづらい状況にあります。感染症が一層拡大し長期化する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における世界経済は、一部の国や地域では回復の兆しが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ危機の影響等により、依然として厳しい状況が続いています。わが国経済においては、新型コロナウイルス感染症等による経済活動の停滞など、先行き不透明な状況にあります。

建設コンサルタント業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、防災・減災、老朽化した社会インフラの維持・管理、国土強靱化への対応など、公共投資が堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループでは、「まちづくり業務」の豊富な経験と実績を活かし、「まちづくりのソリューション企業」として、国土強靱化や防災・減災など「安全と安心で持続可能なまちづくり」、都市再生・地方創生業務、公共施設マネジメント業務、まちづくり事業をパッケージで支援する事業推進サポート業務などを重点分野と位置づけ、積極的な営業活動を展開してまいりました。

東日本大震災の復興関連業務では、宮城県石巻地区の復興支援の完遂に努めるとともに、福島県の復興支援を行いました。

さらに、区画整理事業での当社のコンサルタントとしての経験・知見や保留地の処分能力を活かして、調査設計業務に加え業務代行者としての参画を企図し、デベロッパー業務や生産緑地対策など、「まちづくり業務」の収益性向上を図るとともに、土木管財業務、個人向け相続・不動産コンサル事業、PM(プロジェクトマネジメント)/CM(コンストラクションマネジメント)・PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)事業、システム開発など、「まちづくり業務」の高付加価値提案型サービスの展開により、事業領域を拡大してまいりました。

当連結会計年度の概況は以下のとおりであります。

東日本大震災の復興需要はピークアウトするとともに、民間では新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、官庁では防災・減災・国土強靱化に加えて、国土交通省、防衛省等の需要が伸び、さらに官庁・民間ともに大型の区画整理案件の継続受注や新規地区の立ち上げなどに注力した結果、受注高につきましては15,935百万円(前期は15,239百万円)となり、手持受注残高は8,401百万円(前期は9,518百万円)を確保することができました。

売上高につきましては、15,933百万円(前期は15,862百万円)となりました。

営業利益は1,582百万円(前期は1,334百万円)、経常利益は1,654百万円(前期は1,380百万円)となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、1,085百万円(前期は852百万円)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご参照ください。

(2) 財政状態

前中期経営計画において、技術力の向上や財務体質の強化等により経営基盤の強化に取り組んだ結果、資格保有者数の増大や無借金体質の確立、自己資本比率の向上等を実現することができました。

(資産の部)

資産合計は、現金及び預金が1,046百万円減少する一方、受取手形、売掛金及び契約資産の2,069百万円増加等により流動資産が729百万円増加した結果、前期末より752百万円増加し、14,426百万円となりました。

(負債の部)

負債合計は、前期末より177百万円減少し、4,197百万円となりました。借入金については、返済が進み、前期末より60百万円減少し、0となり、完全無借金となっています。

(純資産の部)

純資産合計は、利益剰余金が973百万円増加する一方、株主還元の一環として自己株式の消却をおこない、控除(マイナス)項目である自己株式が140百万円減少した結果、前期末より929百万円増加し、10,229百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比較して1,046万円減少し、1,955百万円（前期は3,002百万円）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは345百万円の支出（前年同期は1,994百万円の収入）であり、主なものは、税金等調整前当期純利益1,594百万円、売上債権の増加に伴う支出937百万円、未払消費税等の減少による支出659百万円、法人税等の支払額709百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは178百万円の支出（前年同期は847百万円の支出）であり、有形固定資産の取得による支出129百万円、無形固定資産の取得による支出29百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは521百万円の支出（前年同期は481百万円の支出）であり、長期借入金の返済による支出60百万円、自己株式の取得による支出200百万円及び配当金の支払いによる支出260百万円等によるものであります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いることが必要となります。これらの見積りについては過去の実績等、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断していますが、これらの見積り及び仮定に基づく金額は、実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（追加情報）」に記載しております。

受注の実績

(1) 受注高実績

当社グループは、単一セグメントであるため、業務の区分別の受注高を記載しております。

業務の区分等	受注高(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
建設コンサルタント業務 地理空間情報業務	3,254,935	20.4	107.8
環境業務	809,147	5.1	154.2
まちづくり業務	5,397,042	33.9	78.1
設計業務	4,473,206	28.1	106.4
事業ソリューション業務	2,001,400	12.5	344.0
合計	15,935,730	100.0	104.6

(注) 前期以前に受注した業務で、契約額の増減があるものについては、変更の行われた期の受注高にその増減額を含んでおります。

(2) 手持受注高

当社グループは、単一セグメントであるため、業務の区分別の手持受注高を記載しております。

業務の区分等	手持受注高(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
建設コンサルタント業務 地理空間情報業務	1,476,070	17.6	70.6
環境業務	479,914	5.7	123.3
まちづくり業務	3,069,554	36.5	71.8
設計業務	1,732,178	20.6	94.3
事業ソリューション業務	1,643,678	19.6	177.4
合計	8,401,394	100.0	88.3

経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度の経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

また、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には不確実性、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

なお、当社グループは、まちづくりのソリューション企業として、地理空間情報業務、環境業務、まちづくり業務、設計業務及び事業ソリューション業務を総合的に営む単一の事業の企業集団であるため、セグメント情報は記載していません。

当社グループを取り巻く経営環境は、コロナウイルス感染症拡大による影響はあるものの、官庁需要においては、防災・減災、老朽化した社会インフラの維持・管理、国土強靱化への対応など公共投資が堅調に推移し、当連結会計年度の受注高は15,935百万円（前期は15,239百万円）となりました。

(1) 経営成績

売上高

売上高は15,933百万円（前期は15,862百万円）となりました。前連結会計年度に比べ70百万円増加いたしました。

売上総利益

売上総利益は4,837百万円（前期は4,704百万円）となりました。売上高に対する売上総利益率は30.4%となり、前連結会計年度に比べ、それぞれ133百万円、0.7ポイント増加いたしました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は3,254百万円（前期は3,370百万円）となりました。売上高に対する販売費及び一般管理費率は20.4%となり、前連結会計年度に比べ、それぞれ115百万円、0.9ポイント減少いたしました。

営業利益

営業利益は1,582百万円（前期は1,334百万円）を計上し、11期連続の増益となりました。売上高に対する営業利益率は9.9%となり、前連結会計年度に比べ、それぞれ248百万円、1.5ポイント増加いたしました。

営業外損益

営業外損益は71百万円の利益（前期は45百万円の利益）となり、前連結会計年度に比べ25百万円増加いたしました。営業外収益は82百万円となり、その主な要因は受取配当金によるものであり、前連結会計年度に比べ8百万円減少いたしました。営業外費用は10百万円（前期は45百万円）となり、その主な要因は支払利息によるものであり、前連結会計年度に比べ34百万円減少いたしました。

経常利益

経常利益は1,654百万円（前期は1,380百万円）となりました。売上高に対する経常利益率は10.4%となり、前連結会計年度に比べ、それぞれ274百万円、1.7ポイント増加いたしました。

特別損益

特別損益は59百万円の損失（前期は18百万円の損失）となり、前連結会計年度に比べ40百万円減少いたしました。その主な要因は創業100周年記念関連費用によるものであります。

親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は1,085百万円（前期は852百万円）となり、前連結会計年度に比べ233百万円増加いたしました。

(2) 財政状態

資産、負債及び純資産

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末から752百万円増加して14,426百万円となりました。流動資産は現金及び預金と未成業務支出金の減少、受取手形、売掛金及び契約資産の増加を主な要因として729百万円増加し、固定資産は退職給付に係る資産の増加を主な要因として22百万円増加いたしました。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末から177百万円減少して4,197百万円となりました。流動負債は買掛金の増加、1年内返済予定の長期借入金と未払法人税等の減少を主な要因として182百万円減少し、固定負債は繰延税金負債の増加を主な要因として5百万円増加いたしました。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末から929百万円増加して10,229百万円となりました。利益剰余金は親会社株主に帰属する当期純利益の計上による増加と剰余金の配当による減少により973百万円増加し、自己株式は消却等により140百万円減少いたしました。

キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資金需要

当社グループは、地理空間情報業務、環境業務、まちづくり業務、設計業務及び事業ソリューション業務を総合的に営む単一事業（建設コンサルタント業）の企業集団であり、当社グループの運転資金需要の主なものは、建設コンサルタント業務の受注業務遂行のための人件費、業務委託費、材料費等その他経費のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。営業費用の主なものは給与手当、福利厚生費などの人件費、営業活動に伴う交通費等であります。当社グループの研究開発費用は様々な営業費用として計上されておりますが、研究開発に携わる従業員の人件費が研究費用の主要な部分を占めております。

契約債務

該当事項はありません。

財政政策

当社グループは、運転資金及び設備投資資金につきましては、内部資金又は借入により資金調達することとしております。資金調達の方針につきましては、運転資金は返済期限が1年以内の短期借入金で調達し、設備投資資金及び事業規模が1年を超える不動産開発業務資金につきましては、原則として固定金利の長期借入金及び社債で調達しております。

2022年5月31日現在、短期借入金の残高はありません。また、1年内返済予定の長期借入金を含む長期借入金の残高もありません。

(3) 中期経営計画の進捗状況

中期経営計画(2020年5月期～2023年5月期)の進捗状況は以下のとおりです。

本計画の3年度にあたる2022年5月期(実績)は、増収増益となり、売上高15,933百万円、営業利益1,582百万円となりました。

指標	2020年度5月期 (実績)	2021年度5月期 (実績)	2022年度5月期 (実績)	2023年度5月期 (計画)
売上高	15,202百万円	15,862百万円	15,933百万円	17,500百万円
営業利益	1,144百万円	1,334百万円	1,582百万円	1,400百万円

(4) これまでの10年の振り返りと今後の展望

当社のこれまでの10年を振り返ってみますと、業績は堅調に推移してきており、受注高は10年前の11,561百万円から15,935百万円まで伸長しました。また、営業利益は1,582百万円を計上し、11期連続増益を更新するとともに、中期経営計画最終年度の営業利益(計画)1,400百万円を1年前倒しで達成しました。

安定した業績を背景に、借入金の返済を進めてきた結果、有利子負債は10年前の4,333百万円から0(ゼロ)となりました。

長期借入金は、期末残高0で、完済しました。

短期借入金は、期末残高0で、期中のつなぎ運転資金のみであり、ここ数期、期末残高は0で推移しています。

以上のとおり、有利子負債はなくなり、自己資本比率も向上していることから、財務基盤は着実に強化されています。

業績面においては、震災復興関連業務がピークアウトした後も、国土強靱化や無電柱化等を背景とした官公庁業務や、当社の強みである民間業務の伸長により、堅調に推移しており、当面は、このトレンドを維持していくことができるものと、現状、判断しております。

この先、新型コロナウイルス感染症の長期化や、不動産市場の動向如何によっては不安材料もありますが、現在の受注レベルを維持し、経営基盤の更なる強化を図っていく計画です。

こうした取り組みが、当社の持続的成長と企業価値向上を実現していく最善の方法であると考えております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、社会動向や業界動向を見据え最新技術に関する研究開発を技術本部並びに東京支店システム開発部を中心として実施しております。また各事業所では地域ニーズを俯瞰的に捉えた中で既存技術の更なる高度化など全店的に研究開発に取り組んでおります。

なお、当連結会計年度の研究開発費総額は95百万円となっております。

東日本大震災の復興事業がほぼ完了する中、「まちづくりのソリューション企業」として培った復興関連事業の経験・知見を醸成させ、CM（コンストラクション・マネジメント）、PM（プロジェクト・マネジメント）技術を推進しております。

また、近年自然災害が激甚化・頻発化しており、これに屈しない強靱な街づくりの必要性はますます高まっております。またグリーン化やデジタル化の推進、ポストコロナにおける多様な住まい方・働き方を見据えるなど、新たな経済社会に対応したまちづくりも重要です。当社においては、これらの社会ニーズの変化に即した「防災・減災まちづくりの推進」と「コンパクトでゆとりと賑わいのあるまちづくり」に資する技術の研究開発を推進しております。

防災・減災分野に関しましては「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進等により、事前防災による安全な市街地形成や土地区画整理による復興まちづくり、市街地における無電柱化推進に寄与して参りました。まちづくり分野では、急速に進展する高齢化と人口減少を背景に持続可能な都市経営が課題となっており、これらの課題に対しては当社が蓄積・保有している「まちづくりのノウハウ」を活用しスマートシティやコンパクトシティ形成に係る研究開発及び技術提案を行っております。

国土交通省では建設現場の生産性革命として、i-Construction（アイ-コンストラクション）の取り組みを中核にデータとデジタル技術を活用して業務そのものや組織、プロセス、文化や風土、働き方の変革に向けて、インフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進しており、当社においても関連するICT（インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー：情報技術）の研究開発を行っております。

なお、個別の研究開発活動は、以下の通りです。

- ・近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などの大規模災害に対し、「復興事前準備」に関する研究開発を進め、関連する自治体を中心に技術提案を行っております。
また、東日本大震災の被災地では、移転跡地について「土地の利活用」が大きな課題となっており、これらの課題を解決するため、これまで土地区画整理・事業コンサル等で培った技術・知見を生かし研究開発を推進し、関連自治体に土地の有効活用に資する提案を行っております。
- ・当社が得意とするまちづくり分野では、従来のまちづくり技術に加え「立地適正化計画」の策定を契機として都市のスポンジ化対策等の研究開発を進め、今後まちづくりの潮流となるコンパクトシティへの取組みを地域の実情を踏まえ技術提案を行っております。
- ・インフラ分野では、既存ストックの長寿命化技術並びにそれらの効率的な調査が課題となっております。こうした中、当社では橋梁・上下水道・公園などの長寿命化計画の内、主に施設管理を当社独自開発であるGIS（地理情報システム：C-MAPT）と連動した研究開発を推進し、技術提案を行っております。
また、調査手法においては、MMS（モバイル・マッピング・システム：移動計測装置）・3Dレーザースキャナーなど点群データの利活用、更にUAV（ドローン）による高所作業調査などの研究開発により効率的・効果的な提案を行っております。
- ・国土交通省が推進するi-Constructionについては、2023年に到来する国土交通省業務原則CIM（コンストラクション・インフォメーション・モデリング）化へ向けCIM技術の高度利用を推進しております。
- ・システム開発分野として、当社独自開発であるGIS技術（CMAPT-4）について、3D対応・クラウド化・描画速度の高速化などを実現したCMAPT-5並びに新規アプリケーションの研究開発を終了しており、既存システムを導入している自治体を中心に営業展開を図っております。また、まちづくりDXでの重点テーマである、「都市空間DX」「オープン・イノベーション」「Project PLATEAU（プラトー）」の取り組みを開始しております。

当社グループは、常に時代の先端を走り続けるために時代の要請、社会環境の変化に応じた研究開発活動を行うと共に、これまで培ってきた技術を深化発展させ、「まちづくりのソリューション企業」としてこれからも社会に貢献してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、135,731千円であり、主なものは情報通信機器の取得であります。

(注)「第3 設備の状況」に記載している金額に消費税等は含まれておりません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (主な所在地)	業務の区分等	設備の内容	設備の帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他 (注)2	合計	
生産設備								
本社、東京支店、事業ソリューション部 (東京都千代田区)	全社管理業務・技術開発 地理空間情報、環境、まちづくり、設計、事業ソリューション業務の生産部門設備	事務所	304,110	62,645	-	188,558	555,314	184
名古屋支店 (名古屋市中区)		事務所	57,235	11,305	-	20,580	89,121	77
大阪支店 (大阪市中央区)		事務所	36,082	3,355	-	20,458	59,896	82
東北支店 (仙台市青葉区)		事務所	240,682	9,927	697,128 (398.20)	15,183	962,921	62
九州支店 (福岡市中央区)		事務所	65,369	11,324	-	20,439	97,133	67
その他		事務所	403,296	171,860	1,910,598 (127,281.13)	-	2,485,754	-
計			1,106,777	270,417	2,607,726 (127,679.33)	265,220	4,250,143	472
その他の設備								
その他		厚生施設	53,394	-	36,291 (210.88)	1,245	90,931	-
計			53,394	-	36,291 (210.88)	1,245	90,931	-
合計			1,160,172	270,417	2,644,018 (127,890.21)	266,466	4,341,074	472

(注)1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定であります。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	業務の区分等	設備の 内容	設備の帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他 (注)2	合計	
生産設備									
近畿都市整備㈱	(京都府京都市)	まちづくり、設計、事業ソリューション業務等	事務所	-	-	-	622	622	2
	(沖縄県宜野湾市)	事業ソリューション業務等	賃貸	-	-	15,000 (387.00)	-	15,000	-
日本都市整備㈱	(神奈川県横浜市)	地理空間情報、まちづくり、設計業務等	事務所	3,503	-	-	13,494	16,997	37
東北都市整備㈱	(宮城県仙台市)	地理空間情報、まちづくり、設計業務等	事務所	-	-	-	3,855	3,855	8
合計				3,503	-	15,000 (387.00)	17,973	36,476	47

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及びソフトウェアであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,246,000
計	59,246,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年8月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,500,000	17,500,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	17,500,000	17,500,000		

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

イ．株式会社オオバ2011年度新株予約権

決議年月日	2011年8月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6
新株予約権の数(個)	11(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1(注)2
新株予約権の行使期間	自 2011年9月9日 至 2041年9月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82 資本組入額 41
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2011年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2022年5月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2．当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

□．株式会社オオバ2012年度新株予約権

決議年月日	2012年 8月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 6
新株予約権の数（個）	8（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2012年 9月14日 至 2042年 9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 131 資本組入額 65
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2012年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

八．株式会社オオバ2013年度新株予約権

決議年月日	2013年 8月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 4
新株予約権の数（個）	44（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 44,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2013年 9月13日 至 2043年 9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 172 資本組入額 86
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2013年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

二．株式会社オオバ2014年度新株予約権

決議年月日	2014年 8月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 6
新株予約権の数（個）	52（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 52,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2014年 9月12日 至 2044年 9月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 314 資本組入額 157
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2014年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

ホ．株式会社オオバ2015年度新株予約権

決議年月日	2015年8月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 7
新株予約権の数（個）	33（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 33,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2015年9月11日 至 2045年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 471 資本組入額 235
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2015年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

へ．株式会社オオバ2016年度新株予約権

決議年月日	2016年 8月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 6
新株予約権の数（個）	65（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 65,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2016年 9月12日 至 2046年 9月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 332 資本組入額 166
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2016年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

ト．株式会社オオバ2017年度新株予約権

決議年月日	2017年 8月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5
新株予約権の数（個）	80（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 80,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2017年 9月14日 至 2047年 9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 434 資本組入額 217
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2017年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

チ．株式会社オオバ2018年度新株予約権

決議年月日	2018年 8月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5、執行役員 12
新株予約権の数（個）	87 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 87,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2018年 9月13日 至 2048年 9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 538 資本組入額 269
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2018年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

リ．株式会社オオバ2019年度新株予約権

決議年月日	2019年 8月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 6、執行役員 12
新株予約権の数（個）	126 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 126,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2019年 9月13日 至 2049年 9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 531 資本組入額 265
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2019年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

又．株式会社オオバ2020年度新株予約権

決議年月日	2020年 8月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 8、執行役員 10、理事 7
新株予約権の数（個）	114 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 114,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2020年 9月17日 至 2050年 9月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 729 資本組入額 364
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役、執行役員及び理事の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2020年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$
- また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る。）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

ル．株式会社オオバ2021年度新株予約権

決議年月日	2021年 8月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 9、執行役員 10、理事 6
新株予約権の数（個）	1,197 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 119,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年9月16日 至 2051年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 803 資本組入額 401
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、株式会社オオバの取締役、執行役員及び理事の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。 その他の行使の条件は、「2021年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2022年5月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2．当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 3．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 4．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年8月30日 (注)	102,741	18,500,000		2,131,733		532,933
2020年4月30日 (注)	250,000	18,250,000		2,131,733		532,933
2020年11月30日 (注)	250,000	18,000,000		2,131,733		532,933
2022年2月28日 (注)	500,000	17,500,000		2,131,733		532,933

(注) 自己株式消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	16	111	35	16	7,568	7,763	-
所有株式数 (単元)	-	39,496	1,763	32,433	1,015	79	100,059	174,845	15,500
所有株式数の 割合(%)	-	22.589	1.008	18.549	0.580	0.045	57.227	100.000	-

(注) 自己株式1,378,147株は「個人その他」に13,781単元、「単元未満株式の状況」に47株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2022年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,075	6.66
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町2-1-1	727	4.50
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	662	4.10
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	662	4.10
パシフィックコンサルタンツ株 式会社	東京都千代田区神田錦町3-2-2	628	3.89
黒木孝子	東京都目黒区	458	2.84
大場重憲	東京都杉並区	454	2.81
大場明憲	東京都渋谷区	452	2.80
オオバ取引先持株会	東京都千代田区神田錦町3-7-1	415	2.57
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	331	2.05
計		5,867	36.39

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,378,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,106,400	161,064	-
単元未満株式	普通株式 15,500	-	-
発行済株式総数	17,500,000	-	-
総株主の議決権	-	161,064	-

(注) なお、「単元未満株式」には当社所有の自己株式47株が含まれております。

【自己株式等】

2022年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社オオバ	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号	1,378,100	-	1,378,100	7.87
計	-	1,378,100	-	1,378,100	7.87

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年4月8日)での決議状況 (取得期間 2021年4月9日~2021年9月27日)	210,000	150,000,000
当事業年度前における取得自己株式	58,200	49,352,100
当事業年度における取得自己株式	124,900	100,634,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	26,900	13,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	12.80	0.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日における未行使割合(%)	12.80	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年4月13日)での決議状況 (取得期間 2022年4月14日~2022年7月26日)	210,000	150,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	79,500	61,565,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	130,500	88,434,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	62.14	58.95
当期間における取得自己株式	118,200	88,400,700
提出日における未行使割合(%)	5.85	0.02

(注) 当期間における取得自己株式数には、2022年8月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	31	25,234
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式数には、2022年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	500,000	283,587,626	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の行使)	35,000	19,551,668	-	-
保有自己株式数(注)	1,378,147	-	1,378,147	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年8月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得又は処分した株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、中間配当、期末配当及び基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当及び基準日を定めて配当を行う場合は株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のパランスの最適化を経営の重要課題の一つとして位置付けていますが、株主重視の姿勢を更に明確にし、配当額の業績連動性を高めるため、配当性向を目安とする配当方針としております。

この考え方に基づき、当事業年度の配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株当たり23円の配当(うち中間配当8円、記念配当4円)を実施することを決議しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に弾力的に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応えられるよう経営体制の強化を図るために有効な投資をしてまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年1月13日 取締役会決議	129,610	8
2022年8月26日 定時株主総会決議	241,827	15

八．企業統治の体制に係る機関の構成員

企業統治の体制に係る各機関の構成員は以下のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会 (注) 1	監査役会	任意の諮問委員会 (役員指名・報酬委員 会)	経営会議 (注) 2
代表取締役社長執行役員	辻本 茂	議長	-		議長
取締役専務執行役員企画本部長	大場 俊憲		-	-	
取締役専務執行役員	英 直彦		-	-	
取締役常務執行役員営業本部長	清水 雄		-	-	
取締役執行役員技術本部長	美濃田 育祥	○	-	-	
社外取締役	南木 通		-	委員長	-
社外取締役	加藤 智康		-	-	-
社外取締役	鶴瀨 恵子		-	-	-
社外取締役	永井 幹人	○	-		-
社外取締役	嶋中 雄二	○	-	-	-
常勤監査役	束村 茂久		議長	-	(注) 2
社外監査役	川合 正			-	-
社外監査役	伊禮 竜之助			-	-
常務執行役員営業本部副本部長	市川 克己	-	-	-	
常務執行役員企画本部副本部長	辻本 忠	-	-	-	
上席執行役員東京支店長	皆木 信介	-	-	-	
上席執行役員企画本部副本部長	片山 博文	-	-	-	
執行役員名古屋支店長	伊原 康敏	-	-	-	
執行役員大阪支店長	弓場 昌治	-	-	-	
執行役員東北支店長	赤川 俊哉	-	-	-	
執行役員企画本部人事総務部長	望月 昭良	-	-	-	
執行役員技術本部副本部長	大宮 正浩	-	-	-	
執行役員企画本部財務経理担当	岩本 尚之	-	-	-	
執行役員九州支店長	栗栖 重雄	-	-	-	
執行役員東京支店副支店長	野中 敏幸	-	-	-	○
執行役員東京支店副支店長	辻本 浩	-	-	-	○
執行役員事業ソリューション部長	清水 孝太	-	-	-	
企画本部財務経理部長	石神 英美	-	-	-	○
内部統制室長	前山 留記	-	-	-	○
監査役会付	金岡 基文	-	-	-	(注) 2

(注) 1. 取締役会は、必要に応じて上記以外の者の出席を求めて、説明、報告又は意見を徴することができます。

2. 経営会議は、常勤監査役及び監査役会付が陪席し、意見を述べることができます。また、必要に応じて上記以外の者の出席を求めて、説明、報告又は意見を徴することができます。

二．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項に基づき、以下の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」いわゆる内部統制システムに関する基本方針を決議しております。（2015年7月14日開催の取締役会にて改定決議）

- () 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社及び当社子会社の全ての役職員は、「役職員行動規範」及び「コンプライアンス規程」に従い、法令及び定款を遵守し、高い倫理観を堅持して適正に業務遂行にあたる。
 - (b) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、法令義務違反が発生した場合または発生するおそれのある場合は厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、その問題点及び責任の所在を明確にしたうえで、適切な処理方法の選択に努めるとともに、再発防止を図る。
 - (c) 当社は、内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における法令義務違反について早期発見と是正を図る。
 - (d) 取締役会は、その決議をもって、法令や定款に定める事項、業務執行の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督する。
 - (e) 監査役は、取締役会への出席や監査役監査により取締役の職務執行を監督し、法令や定款に違反する事態を防止するよう努める。
 - (f) 内部統制室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を適切に実施し、当社及び当社子会社の業務が、法令、定款に準拠して適切に実施されているかを定期的に監査し、経営の健全性及び効率性の向上を図る。
- () 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 当社は、取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書または電磁的記録）について、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - (b) 当社は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、これに従って情報セキュリティの向上に努める。
 - (c) 個人情報に関しては、「個人情報保護方針」に従って保有する個人情報の適切な取扱い、保存及び管理を行う。
- () 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社子会社の業務遂行に伴うリスクについては、当社グループ全体の「リスク管理基本規程」を定め、当社グループに関わるリスクの識別、分析、評価に基づき適切な対応を行う。
- () 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行の重要事項に関する決議を行う。
 - (b) 当社は、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「組織・業務分掌・職務分掌及び職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。また、執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図る。
- () 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）
 - (a) 当社は、グループ経営における業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、「役職員行動規範」を定めているほか、当社子会社の経営意思決定に係る重要事項については、稟議手続を通じて当社に報告され、当社の取締役会において審議決裁が行われる。また、「内部通報に関する規程」を定め、当社及び当社子会社の役職員からの相談・通報の窓口を設ける。
 - (b) 当社は、グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、必要な是正を行う。また、当社子会社の経営基本事項に関する指導及び管理、その他重要事項の処理及び調整を行い、グループとしての総合的な発展を図る。
 - (c) 当社は、グループ連結予算に基づく業績管理により、子会社の業務執行の状況を適切に把握、管理する。
 - (d) 当社は、グループの反社会的勢力排除に向けた基本方針として、「反社会的勢力対策規程」を定め、周知徹底を図る。
- () 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

- () 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役の指示した業務については、必要な情報の収集権限を有し、監査役以外の者からの指揮命令は受けない。
 - (b) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役会の同意を要する。
- () 監査役への報告に関する体制
 - (a) 当社の取締役及び業務執行を担当する執行役員は、監査役の出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (b) 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対し報告を行う。
 - (c) 当社及び当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。
- () 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前項に従い当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- () 監査役職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が当社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- (xi) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (b) 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理基本規程を定め、あらかじめ当社におけるリスクを想定・分類し、個々のリスクに対応する責任者・組織体制を整備しております。特に、独占禁止法及び個人情報保護法の遵守については、独占禁止法遵守規程、営業マニュアル等や個人情報の保護に関する規程を定め、本社営業本部ならびに企画本部が、内部統制室と連携して日常の教育訓練を行っております。また、広く遵法経営の確立を図ることを目的にコンプライアンス・マニュアルを作成し、全従業員に周知するとともに、品質マネジメントシステムの運用を通じて、遵法の高められるための社内教育を実施しております。

更に、法令等の改正があった場合、その都度コンプライアンス・マニュアル等を見直し、社内研修等により周知徹底に努めております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

当社が定款において定めている事項

イ．取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

ロ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

八. 責任限定契約の内容

() 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮し得る環境を整備する目的で、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

() 社外取締役及び社外監査役の責任免除

当社は、社外取締役及び社外監査役の職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮し得る環境を整備する目的で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役及び社外監査役と、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

二. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。これは、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主の皆様への還元を目的としております。

ホ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ヘ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女1名 (役員のうち女性の比率8%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員	辻本 茂	1955年12月10日生	1979年4月 海外石油開発(株) 入社 1987年11月 三井信託銀行(株)(現、三井住友信託銀行(株)) 入社 1990年2月 同社 ロサンゼルス支店 1994年10月 同社 ニューヨーク支店 2000年10月 同社 大阪支店営業第一部長 2003年3月 当社 常任顧問 2005年7月 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 2006年6月 取締役 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 2010年6月 常務取締役 常務執行役員 財務・計画・事業ソリューション部門担当 兼 営業本部長 2013年8月 代表取締役社長 2016年6月 代表取締役 社長執行役員 CEO 2020年8月 代表取締役 社長執行役員 (現任)	(注)1	271,239
取締役専務執行役員 社長補佐 企画本部長 人事・総務・IT担当	大場 俊憲	1973年2月28日生	1996年4月 当社入社 名古屋支店 営業部 2008年6月 三井不動産(株) 出向 2013年4月 営業本部 担当部長 兼 事業ソリューション部 事業部 担当部長 2015年6月 企画本部 計画部長 2017年6月 執行役員 営業本部 副本部長 2017年12月 執行役員 営業本部 副本部長 兼 戦略営業部長 2018年6月 上席執行役員 営業本部 副本部長 兼 戦略営業部長 2019年6月 上席執行役員 営業本部 副本部長 兼 新規事業推進室長 2019年12月 上席執行役員 企画本部長 2020年8月 取締役 執行役員 企画本部長 (人事・総務・IT担当) 2021年6月 常務取締役 執行役員 企画本部長 (人事・総務・IT担当) 2022年6月 取締役専務執行役員 企画本部長 (人事・総務・IT担当) (現任)	(注)1	16,500
取締役専務執行役員 技術統括 内部統制・コンプライアンス 担当	英 直彦	1961年4月9日生	1984年4月 建設省(現、国土交通省)入省 1998年9月 建設省都市局都市計画課課長補佐 2000年7月 東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部東京企画開発部担当課長 2004年7月 国土交通省都市・地域整備局街路課企画専門官 2007年4月 岐阜市副市長 2010年4月 国土交通省都市局・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室長 2013年4月 中野区福区長 2015年7月 国土交通省都市局市街地整備課長 2017年7月 独立行政法人都市再生機構統括役 2019年7月 復興庁宮城復興局長 2021年10月 当社 特別顧問 2022年8月 取締役専務執行役員 (内部統制・コンプライアンス担当) (現任)	(注)1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役常務執行役員 営業本部長 兼 国際業務室長 兼 新規事業推進室長	清水 雄	1957年1月1日生	1980年12月 当社入社 東京支店土木設計部 2006年4月 東京支店 設計部長 2008年6月 横浜支店長 2010年6月 執行役員 東京支店長 2013年6月 執行役員 営業本部長 兼 大場 城市環境設計諮詢(瀋陽)有 限公司 董事 2014年6月 常務執行役員 営業本部長 兼 営業本部海外業務室長 兼 事 業ソリューション部長 兼 大 場城市環境設計諮詢(瀋陽) 有限公司 董事長 2016年8月 取締役 執行役員 営業本部長 兼 営業本部海外業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役 兼 大 場城市環境設計諮詢(瀋陽) 有限公司 董事長 2018年5月 取締役 執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役会長 兼 大場城市環境設計諮詢(瀋 陽)有限公司 代表清算人 2018年10月 取締役 執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役会長 2019年6月 常務取締役 執行役員 営業本 部長 兼 営業本部国際業務室 長 兼 日本都市整備㈱取締役 会長 2019年12月 常務取締役 執行役員 営業本 部長 兼 営業本部国際業務室 長 兼 新規事業推進室長 兼 日本都市整備㈱取締役会長 2020年5月 常務取締役 執行役員 営業本 部長 兼 営業本部国際業務室 長 兼 新規事業推進室長 兼 日本都市整備㈱取締役社長 2022年6月 取締役常務執行役員 営業本部 長 兼 国際業務室長 兼 新規 事業推進室長 兼 日本都市整 備㈱取締役社長(現任)	(注)1	36,800
取締役執行役員 技術本部長	美濃田 育祥	1961年7月25日生	1986年4月 当社入社 東京支店 水工設計 部 2008年6月 東京支店 設計部 水工課長 2012年6月 東京支店 設計部 担当部長 2014年2月 東京支店 設計部長 2016年6月 東京支店 副支店長 2018年1月 技術本部 副本部長 2018年12月 執行役員 技術本部 副本部長 2020年12月 上席執行役員 技術本部長 副 本部長 2021年6月 上席執行役員 技術本部長 2021年8月 取締役執行役員 技術本部長 (現任)	(注)1	13,500
取締役 社外取締役	南木 通	1953年3月14日生	1975年4月 大蔵省入省(現、財務省) 1980年7月 諫早税務署長 1992年7月 公正取引委員会事務局官房企 画課長 1995年6月 主計局主計官(運輸、郵政担 当) 1997年7月 北海道大学教授(法学部) 1999年7月 内閣官房内閣審議官(内閣内 政審議室) 2001年7月 大臣官房会計課長 2003年7月 東海財務局長 2005年9月 東京税関長 2009年4月 独立行政法人国立印刷局 理事長 2012年12月 弁護士登録 弁護士法人 杉井 法律事務所入所(現任) 2013年6月 徳倉建設㈱社外監査役 2014年8月 当社社外取締役(現任) 2015年6月 徳倉建設㈱社外取締役 (現任)	(注)1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 社外取締役	加藤 智康	1964年11月8日生	1988年4月 三井不動産㈱入社 2014年4月 同社 柏の葉街づくり推進部長 2018年4月 同社 執行役員 柏の葉街づくり推進部長 2019年4月 同社 執行役員 開発企画部長 兼 豊洲プロジェクト推進部長 2019年8月 当社 社外取締役(現任) 2022年4月 三井不動産株式会社 常務執行役員 開発企画部長 豊洲プロジェクト推進部長(現任)	(注)1	-
取締役 社外取締役	鷓瀨 恵子	1954年10月26日生	1977年4月 公正取引委員会事務局入局 2000年4月 専修大学大学院経済学研究科 非常勤講師(現任) 2004年6月 公正取引委員会事務局首席審判官 2007年1月 同委員会事務局経済取引局 取引部長 2008年6月 同委員会事務局官房総括審議官 2011年1月 同委員会事務局経済取引局 長 2012年11月 弁護士法人大江橋法律事務所 アドバイザー(現任) 2013年4月 東洋学園大学現代経営学部 教授 2013年6月 オリンパス㈱ 社外取締役 2015年3月 ㈱ブリヂストン 社外取締役 2019年6月 三愛石油㈱(現、三愛オブリ) 社外取締役(現任) 2019年12月 規制改革推進会議 投資等WG 専門委員 2020年4月 オーエス㈱ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年8月 当社 社外取締役(現任) 2021年1月 公安審査委員会委員(現任) 2021年3月 フロンティア・マネジメント 社外取締役(現任)	(注)1	-
取締役 社外取締役	永井 幹人	1955年10月28日生	1978年4月 ㈱日本興業銀行入行 2003年4月 ㈱みずほコーポレート銀行 本店営業第二部長 2004年6月 同行 営業第九部長 2005年4月 同行 執行役員営業第九部長 2007年4月 同行 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員 2009年4月 同行 常務執行役員コーポレートバンキングユニット統括役員 2011年4月 同行 取締役副頭取 2013年5月 新日鉄興和不動産㈱ 副社長 執行役員 2013年6月 同社 取締役副社長 2014年6月 同社 取締役社長 2019年4月 日鉄興和不動産㈱ 取締役相談役 2019年6月 同社 相談役 2020年6月 ㈱岡三証券グループ 社外取締役(監査等委員)(現任) 日本水産㈱ 社外取締役(現任) 2021年6月 東北電力㈱ 社外取締役(現任) 2021年8月 当社 社外取締役(現任)	(注)1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 社外取締役	嶋中 雄二	1955年11月29日生	<p>1978年4月 (株)三和銀行入行</p> <p>1984年10月 日本経済研究センター入社、同社 研究員</p> <p>1989年4月 (株)三和総合研究所入社、同社主任研 究員</p> <p>1997年7月 同社 主席研究員</p> <p>2000年4月 同社 投資調査部長兼主席研究員</p> <p>2002年4月 (株)UFJ総合研究所 投資調査部長兼主 席研究員</p> <p>2006年1月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株) 投資調査部長兼主席研究員</p> <p>2007年4月 三菱UFJ証券(株) (現、三菱UFJ証券 ホールディングス(株)) 参与 景気循 環研究所長</p> <p>2010年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) (注)1 参与 景気循環研究所長 内閣府経済社会総合研究所「景気動 向指数研究会」委員(現任) 内閣府経済財政諮問会議「政策コメ ンテーター・フォーラム」政策コメ ンテーター(現任) 景気循環学会 副会長(現任) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株) 客員研究員(現任) (公財)榎山奨学財団 評議員(現 任)</p> <p>2022年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 参与 景気循環研究所長(退任)</p> <p>2022年8月 当社 社外取締役(現任)</p>	(注)1	-
監査役 常勤監査役	束村 茂久	1959年1月4日生	<p>1981年4月 当社入社 大阪支店 設計部</p> <p>2009年6月 大阪支店 土木設計部長</p> <p>2014年6月 大阪支店 副支店長</p> <p>2016年6月 執行役員 大阪支店長</p> <p>2018年10月 執行役員 大阪支店長 兼 近畿 都市整備(株)代表取締役社長</p> <p>2020年6月 執行役員 企画本部付</p> <p>2020年8月 常勤監査役</p> <p>2020年9月 常勤監査役 兼 近畿都市整備 (株)監査役 兼 日本都市整備(株) 監査役 兼 東北都市整備(株)監 査役(現任)</p>	(注)2	10,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 社外監査役	川合 正	1948年8月16日生	1971年7月 三井信託銀行(株)(現 三井住友 信託銀行(株))入社 2001年6月 同社 常務取締役 2007年10月 中央三井アセット信託銀行(株) 取締役社長 2010年6月 中央三井アセット信託銀行(株) 取締役会長 2012年4月 クロスプラス(株) 社外監査役 2013年10月 東急不動産ホールディングス (株) 監査役 2015年6月 (株)日本格付研究所 社外監査役 (現任) 2015年6月 三井ダイレクト損害保険(株) 非常勤監査役 2015年8月 当社社外監査役(現任)	(注)3	-
監査役 社外監査役	伊禮 竜之助	1973年2月24日生	2000年10月 司法試験合格 2001年4月 最高裁判所司法研修所入所 (55期生) 2002年10月 最高裁判所司法研修所卒業、 弁護士登録 東京弁護士会入会 (須田法律事務所勤務) 2006年11月 NPO法人市民生活安全保障 研究会監事 2009年4月 伊禮綜合法律事務所勤務 (現任) 2011年8月 当社社外監査役(現任)	(注)3	3,700
計					352,639

- (注) 1. 2022年8月26日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までとなります。
2. 監査役東村茂久は前任者の任期2019年8月27日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までとなります。
3. 2019年8月27日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までとなります。
4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は19名で、代表取締役1名、取締役4名を含め、企画本部副本部長2名・営業本部副本部長1名・技術本部副本部長1名・人事総務部長1名・財務経理担当1名・東京支店長1名・東北支店長1名・名古屋支店長1名・大阪支店長1名・九州支店長1名・事業ソリューション部長1名・東京支店副支店長2名で構成されております。
5. 取締役専務執行役員大場俊憲は、代表取締役 社長執行役員 辻本茂の近親関係者であります。
6. 監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて監査業務の継続性を維持するため、常勤監査役東村茂久氏の補欠監査役として、高橋正仁氏を、また、社外監査役川合正氏及び伊禮竜之介氏の補欠の社外監査役として、山口修氏を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
高橋 正仁	1955年9月21日生	1979年4月 当社入社 2007年6月 本社総務部長 2011年6月 執行役員 企画本部 副本部長 兼 人事部長 2013年6月 執行役員 企画本部 副本部長 兼 人事部長 兼 (株)オオバクリエイティブ(現、近畿都市整備(株)) 代表取締役社長 2014年6月 執行役員 企画本部 副本部長 兼 人事部長 2014年8月 常勤監査役 兼 (株)オオバクリエイティブ(現、近畿都市整備(株)) 監査役 兼 日本都市整備(株) 監査役 兼 東北都市整備(株) 監査役 兼 (株)おおぎみファーム 監査役 2017年9月 常勤監査役 兼 (株)オオバクリエイティブ(現、近畿都市整備(株)) 監査役 兼 日本都市整備(株) 監査役 兼 東北都市整備(株) 監査役 2020年8月 常勤監査役(退任) 2020年9月 近畿都市整備(株) 監査役 兼 日本都市整備(株) 監査役 兼 東北都市整備(株) 監査役(退任)	6,600
山口 修	1944年10月26日生	1970年9月 公認会計士登録 1998年8月 公認会計士 山口修事務所開設 1998年12月 税理士 山口修事務所開設 2001年6月 当社社外監査役 2016年8月 当社社外監査役(退任)	30,000

社外役員の状況

当社は、職務執行にあたり責任の明確化及び公正で透明度の高い経営を実現することを目的として、社外取締役5名、社外監査役2名を選任しております。

社外役員の選任にあたっては、独立性に関する基準または方針は特に定めておりませんが、会社法に定める社外性の要件を満たすということだけでなく、株式会社東京証券取引所の基準を参考にしております。

・社外取締役

南木通氏は、財務省、大学教授等での豊富な経験と弁護士として幅広い知識を有しており、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしております。同氏は、弁護士法人杉井法律事務所において弁護士として勤務されており、徳倉建設株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の利害関係はありません。同氏については、一般株主との利益に相反するおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また同氏との間に資本的関係はございません。

加藤智康氏は、三井不動産株式会社に勤務されており、同社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしております。三井不動産株式会社は、当社の株式4.50%を保有する株主かつ取引先であります。主要株主（法人）の業務執行者の要件に該当しないとともに、当社との取引は、2022年5月期の連結売上高が0.80%と軽微であることから、主要な取引先に該当しないとの判断をしております。同氏については、一般株主との利益に相反するおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また同氏との間に資本的関係はございません。

鵜瀬恵子氏は、公正取引委員会、大学教授等での豊富な経験と幅広い知識を有しており、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしております。同氏は公安審査委員会委員であり、専修大学にて非常勤講師、大江橋法律事務所アドバイザーとして勤務されており、三愛オブリ株式会社、オーエス株式会社（監査等委員）及びフロンティア・マネジメント株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の利害関係はありません。同氏については、一般株主との利益に相反するおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また同氏との間に資本的関係はございません。

永井幹人氏は、金融機関等における経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い知識を有していることから、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保等に向け、適切な役割を果たしております。同氏は株式会社岡三証券グループ（監査等委員）、日本水産株式会社及び東北電力株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の利害関係はありません。同氏については、一般株主との利益に相反するおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また同氏との間に資本的関係はございません。

嶋中雄二氏は、銀行系シンクタンクや証券会社のリサーチ部門での研究活動成果や豊富な知見・経験を有し、かつ早稲田大学客員教授も務められた学識及び景気の山・谷を公式に設定する内閣府「景気動向指数研究会」委員等での識見から、中立的な視点に基づく監督及び会社経営への有益な助言や提言をいただけるものと考えております。同氏は内閣府「景気動向指数研究会」委員、内閣府経済財政諮問会議「政策コメンテーター・フォーラム」政策コメンテーター、景気循環学会副会長、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社客員研究員、公益財団法人榎山奨学財団評議員であります。当社と各兼職先の間には特別の利害関係はありません。同氏については、一般株主との利益に相反するおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また同氏との間に資本的関係はございません。

・社外監査役

社外監査役は、監査役の全員数の過半数に当たり、当社の経営を監視するうえで適正な員数と考えております。

川合正氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識及び経営に関与した経験を活かし、取締役会の職務の執行を適切に監査しております。同氏は株式会社日本格付研究所の社外監査役であります。なお、当社と兼職先の間には特別の利害関係はありません。同氏については、一般株主との利益に相反するおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また同氏との間に資本的関係はございません。

伊禮竜之助氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い知識を有しており、取締役の職務の執行を適切に監査しております。同氏は、伊禮総合法律事務所において弁護士として勤務しております。当社と兼職先の間には特別の利害関係はありません。同氏については、一般株主との利益に相反するおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また同氏は、当社株式を3,700株所有（2022年5月31日現在）しております。（持株比率は0.02%）

なお、社外取締役及び社外監査役の職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮し得る環境を整備する目的で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会へ出席して他の取締役との意見交換を通じて当社の現状と課題を把握し、知識や経験を活かして議案等について様々な提言を行なっております。

社外監査役は常勤監査役とともに取締役会に出席し、取締役からの業務執行に関する報告を受けるなど、経営監視の強化に努めております。また、監査役監査に参加し、社外からの業務執行状況の監視にあたるほか、会計監査人、内部統制室、代表取締役社長執行役員、財務経理担当上席執行役員及びその他の取締役と相互に情報・意見交換を行い、必要に応じて特に専門的な見地からの助言も行っており、コーポレート・ガバナンスの強化が図られております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

1. 組織・人員

当社は監査役会設置会社で、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役）の3名で構成されております。さらに、監査機能を高めるため、社外監査役2名を独立役員に指定しております。

2. 監査役監査の手続き及び役割分担

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に従い、取締役の職務執行に関する業務監査、計算書類等の会計監査及び会計監査人の職務遂行が適正に実施されることを確保するための体制等の監査を実施しています。常勤監査役は、各種重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、各部署への往査、現地調査、四半期ごとの決算監査等を担っており、非常勤監査役は、取締役会等限定的な重要な会議及び四半期ごとの決算報告会への出席と分担しております。

3. 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度における監査役会は14回開催しており、各監査役は全てに出席しております。監査役会の平均所要時間は約30分程度、当事業年度の付議案件は、決議事項8件、同意事項2件、報告事項24件であります。

監査役監査を効率かつ有効に進めるため、監査役会、内部統制室及び会計監査人は適宜、連携を図っております。

当事業年度において、監査役会と社外取締役との情報交換会を年2回開催し、期中及び期末監査役監査の総括や意見交換を実施しております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、業務監査として内部統制室3名（内、監査役会付兼務者1名）が中心となり、業務執行の管理体制を確認するため、QMS（品質マネジメントシステム）と連携して監査を実施し、その内部監査結果を社長執行役員へ報告しております。当該監査における指摘事項は、社長執行役員より適宜内部統制室を通じて対応が指示されます。

内部監査を効率かつ有効に進めるため、内部統制室、監査役会及び会計監査人は適宜、連携を図っております。

会計監査人の状況

イ．監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

8年間

業務執行社員のローテーションに関しては、適切に実施されており、原則として連続して7会計期間を超えて監査業務に関与していません。なお、筆頭業務執行社員については、5会計期間を超えて監査業務に関与していません。

ハ．業務を執行した公認会計士

高濱 滋

尻引 善博

ニ．監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士1名と他補助者10名およびシステムレビュー専任者3名（合計14名）で、構成されております。

ホ．監査法人の選定方針と理由

() 監査役会は、会社計算規則第131条に掲げる会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況を踏まえた上で、同監査法人の品質管理、監査体制、独立性、専門性、監査報酬を総合的に勘案した結果、その内容が適格であると判断し、同監査法人を当社の会計監査人として選定しました。

() 監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または、職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等には、会社法第340条第1項の規定により、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を、株主総会に付議いたします。

へ．監査役会による監査法人の評価

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会会計委員会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準じた評価項目で、監査契約の締結や監査計画の策定および財務諸表ならびに財務報告に係る内部統制評価の各監査段階において、会計監査人の品質管理、監査チーム、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、また経営者や社内関係部署等との関係から監査業務の執行状況を確認し、不正リスクへの配慮等を有した職務遂行状況を評価し、監査の方法および結果は相当であると認めました。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	31,000	-	32,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31,000	-	32,000	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）
該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針といたしましては、監査計画における監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の報酬額について、監査役会は公益社団法人日本監査役会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況ならびに報酬等の見積の算出根拠などを確認し検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項、第2項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることより、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬等は、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績及び社員給与とのバランスを総合的に勘案して決定する。具体的には、金銭報酬としての固定報酬及び賞与並びに非金銭報酬としてのストックオプションにより構成する。

2.金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の金銭報酬は、毎月支給される固定報酬及び原則として毎年2回支給される賞与とし、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績及び社員給与とのバランスを総合的に勘案して決定する。但し、当社の取締役のうち社外取締役については、その職務に鑑み、金銭報酬は固定報酬のみとする。

3.非金銭報酬等の内容および額または数の算定方式の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

中長期的に継続した業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、非金銭報酬等としてストックオプションを毎年一定の時期に付与する。ストックオプションは、新株予約権の総数2,000個(付与株式数200,000株)を上限として、取締役の職務毎に定められる基準金額及び当社株価を基に決定される。

(注)2021年2月10日開催の取締役会において、新株予約権1個当たり1,000株、割当てる新株予約権の総数200個(付与株式数200,000株)を上限にしましたが、2021年8月26日開催の第87回定時株主総会において、新株予約権1個当たり100株、割当てる新株予約権の総数2,000個(付与株式数200,000株)を上限に読み替えて決議したものです。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合は、1.基本方針において定めた要素を総合的に勘案したうえで、取締役個人毎に当該種類毎の適切な金額を決定することを通じて決定される。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

イ.取締役の報酬は、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績、社員給与とのバランスを総合的に勘案して社長が原案を作成する。

ロ.独立社外役員を主要な構成員とする任意の報酬委員会は、取締役会からの諮問を受け、原案に基づき役員報酬体系・報酬の額等の適切性等について検討し、答申する。

ハ.取締役会は、報酬委員会の答申を得て、株主総会で決議された総額の範囲内で、役員報酬を決定する。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	291,439	144,074	85,695	61,670	7
監査役 (社外監査役を除く。)	15,600	15,600	-	-	1
社外役員	51,922	45,900	-	6,022	6
合計	358,961	205,574	85,695	67,692	14

(注)1.取締役の報酬限度額は、2022年8月26日開催の第88回定時株主総会において、年額400,000千円以内(うち社外取締役80,000千円以内)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は5名)です。また、ストックオプション報酬として割当てる新株予約権は、2021年8月26日開催の第87回定時株主総会において、割当てる新株予約権の総数上限を2,000個(目的株式数200,000株)と決議

- しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2008年8月28日開催の第74回定時株主総会において年額48,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。
 3. ストックオプション報酬の割当ては、「 3.非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

役員報酬委員会の活動内容

役員報酬委員会は、取締役および執行役員の個人別の報酬案に関する検討結果を取締役に答申する権限を有し、年2回程度開催しております。

イ. 取締役および執行役員の役位別の報酬等に関する方針と内容の妥当性

ロ. その他、取締役および執行役員の報酬に関して役員報酬委員会が必要と認めた事項

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有している投資株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、取引先等の株式等を保有しております。個別の政策保有株式については、保有目的・資本コスト等を踏まえ、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について、取締役会において検証しております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	6	156,950
非上場株式以外の株式	9	566,179

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	648	昭和化学工業株式会社持株会による増加

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額及び保有目的等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
アジア航測(株)	-	351,000	当社の業務提携先。一部売却。時間の経過とともに保有目的が変化していることから、純投資目的に変更。	有
	-	279,747		
三井不動産(株)	100,000	100,000	当社創業当初からの取引先。東京支店はじめ全店にて開発・区画整理業務等中心に幅広く受注。取引関係の維持・強化を目的として継続保有。	有
	281,700	254,950		
(株)建設技術研究所	54,200	54,200	当社との共同事業展開を強化すべく、協業推進中。取引関係の維持・強化を目的として継続保有。	有
	133,982	135,391		
昭和化学工業(株)	132,010	130,531	当社大阪支店の取引先。まちづくり・設計業務等中心に受注。取引歴長い。取引関係の維持・強化を目的として継続保有。持株会での買い増しにより微増。	有
	49,371	64,482		
いであ(株)	29,000	29,000	当社との共同事業展開を強化すべく、協業推進中。取引関係の維持・強化を目的として継続保有。	有
	52,403	52,374		
北沢産業(株)	-	104,000	食品加工機器・厨房機器の総合販売会社。一部売却。時間の経過とともに保有目的が変化していることから、純投資目的に変更。	有
	-	25,896		
(株)千葉銀行	30,000	30,000	当社の主要取引銀行。融資取引あり。取引歴長い。資金調達等の円滑化等を目的として継続保有。	有
	19,830	20,880		
三井住友トラスト ホールディングス(株)	3,200	3,200	三井住友信託銀行は当社の主力銀行。融資・証券代行・年金・不動産等総合取引を展開。創業当初より取引歴長い。資金調達等の円滑化等を目的として継続保有。	有
	12,409	12,067		
(株)ほくほくフィナン シャルグループ	5,900	5,900	北陸銀行は当社の主要取引銀行。融資取引あり。取引歴長い。資金調達等の円滑化等を目的として継続保有。	有
	4,619	5,162		
(株)南都銀行	3,000	3,000	当社の主要取引銀行。融資取引あり。取引歴長い。資金調達等の円滑化等を目的として継続保有。	有
	5,787	5,568		
(株)みずほフィナン シャルグループ	4,000	4,000	みずほ銀行は当社の主力銀行。融資・証券・年金・不動産等総合取引を展開。取引歴長い。資金調達等の円滑化等を目的として継続保有。	有
	6,076	6,692		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
三井不動産(株)	96,000	96,000	退職給付信託に拋出 議決権行使の指図権を留保	有
	270,432	244,752		

- (注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
2. 定量的な保有効果については記載が困難であるものの、保有の合理性については取締役会において検証しております。
3. 「-」は、特定投資株式から除いたことを示しております。

・保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	5	397,094	3	153,861

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	14,670	10,767	184,609(-)

(注) 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

- ・当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

・当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
アジア航測(株)	341,000	247,907
北沢産業(株)	100,000	21,300

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年6月1日から2022年5月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年6月1日から2022年5月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催する研修会への参加並びに会計専門書の定期購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当連結会計年度 (2022年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,002,039	1,955,831
受取手形及び売掛金	2,763,978	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	14,833,386
未成業務支出金	1,002,566	252,424
販売用不動産	5,634	5,634
その他	119,834	575,523
貸倒引当金	513	-
流動資産合計	6,893,540	7,622,800
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,983,570	1,990,384
減価償却累計額	774,219	826,709
建物及び構築物(純額)	1,209,350	1,163,675
機械装置及び運搬具	752,310	770,888
減価償却累計額	460,571	500,470
機械装置及び運搬具(純額)	291,739	270,417
土地	2,657,285	2,659,018
その他	848,414	900,370
減価償却累計額	638,843	727,714
その他(純額)	209,570	172,655
有形固定資産合計	4,367,946	4,265,766
無形固定資産		
ソフトウェア	137,161	111,784
その他	1,781	1,658
無形固定資産合計	138,942	113,443
投資その他の資産		
投資有価証券	1,174,022	1,120,223
長期保証金	319,280	324,195
長期未収入金	224,002	-
破産更生債権等	38,168	38,168
退職給付に係る資産	600,737	945,759
繰延税金資産	14,784	10,771
その他	53,513	23,887
貸倒引当金	150,170	38,168
投資その他の資産合計	2,274,339	2,424,838
固定資産合計	6,781,229	6,804,047
資産合計	13,674,769	14,426,848

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当連結会計年度 (2022年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	869,267	1,026,721
1年内返済予定の長期借入金	60,000	-
未払法人税等	462,354	330,154
未成業務受入金	1,103,036	2,116,404
賞与引当金	392,136	501,080
受注損失引当金	-	30
株主優待引当金	15,955	17,349
その他	769,519	497,601
流動負債合計	3,672,270	3,489,341
固定負債		
退職給付に係る負債	11,495	14,536
資産除去債務	250,538	251,647
繰延税金負債	430,635	435,804
その他	9,847	5,712
固定負債合計	702,516	707,701
負債合計	4,374,787	4,197,043
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,131,733	2,131,733
資本剰余金	771,471	532,933
利益剰余金	6,475,454	7,448,995
自己株式	939,040	798,125
株主資本合計	8,439,619	9,315,536
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	385,765	349,041
退職給付に係る調整累計額	158,875	174,600
その他の包括利益累計額合計	544,640	523,642
新株予約権	315,722	390,626
純資産合計	9,299,982	10,229,804
負債純資産合計	13,674,769	14,426,848

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
売上高	15,862,054	1 15,933,022
売上原価	11,157,956	2 11,095,417
売上総利益	4,704,098	4,837,605
販売費及び一般管理費	3, 4 3,370,004	3, 4 3,254,784
営業利益	1,334,093	1,582,821
営業外収益		
受取利息	17	20
受取配当金	34,440	40,913
受取保険金及び配当金	8,879	12,063
有価証券売却益	5 4,675	5 10,767
違約金収入	27,000	-
その他	16,144	18,408
営業外収益合計	91,157	82,173
営業外費用		
支払利息	5,764	5,114
支払保証料	1,479	2,335
是正工事費用	21,843	-
遅延損害金	14,058	3,227
その他	2,081	11
営業外費用合計	45,227	10,689
経常利益	1,380,023	1,654,304
特別利益		
固定資産売却益	6 240	-
特別利益合計	240	-
特別損失		
固定資産売却損	-	7 1,405
固定資産除却損	8 14,834	8 1,006
投資有価証券評価損	2,910	-
ゴルフ会員権評価損	-	10,960
創業100周年記念関連費用	-	46,454
その他	1,449	-
特別損失合計	19,193	59,827
税金等調整前当期純利益	1,361,070	1,594,477
法人税、住民税及び事業税	566,022	577,463
法人税等調整額	57,425	68,498
法人税等合計	508,596	508,964
当期純利益	852,473	1,085,512
親会社株主に帰属する当期純利益	852,473	1,085,512

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
当期純利益	852,473	1,085,512
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	84,385	36,724
退職給付に係る調整額	404,200	15,725
その他の包括利益合計	1,488,585	1,209,998
包括利益	1,341,059	1,064,514
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,341,059	1,064,514
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,131,733	905,821	5,853,075	891,233	7,999,396
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,131,733	905,821	5,853,075	891,233	7,999,396
当期変動額					
剰余金の配当			230,093		230,093
親会社株主に帰属する当期純利益			852,473		852,473
自己株式の取得				190,376	190,376
自己株式の処分		407		7,812	8,220
自己株式の消却		134,757		134,757	-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	134,349	622,379	47,807	440,222
当期末残高	2,131,733	771,471	6,475,454	939,040	8,439,619

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	301,380	245,325	56,054	230,615	8,286,066
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	301,380	245,325	56,054	230,615	8,286,066
当期変動額					
剰余金の配当					230,093
親会社株主に帰属する当期純利益					852,473
自己株式の取得					190,376
自己株式の処分					8,220
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	84,385	404,200	488,585	85,107	573,692
当期変動額合計	84,385	404,200	488,585	85,107	1,013,915
当期末残高	385,765	158,875	544,640	315,722	9,299,982

当連結会計年度（自 2021年 6月 1日 至 2022年 5月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,131,733	771,471	6,475,454	939,040	8,439,619
会計方針の変更による累積的影響額			191,319		191,319
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,131,733	771,471	6,666,774	939,040	8,630,939
当期変動額					
剰余金の配当			259,941		259,941
親会社株主に帰属する当期純利益			1,085,512		1,085,512
自己株式の取得				162,224	162,224
自己株式の処分		1,698		19,551	21,250
自己株式の消却		283,587		283,587	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		43,350	43,350		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	238,538	782,220	140,914	684,597
当期末残高	2,131,733	532,933	7,448,995	798,125	9,315,536

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	385,765	158,875	544,640	315,722	9,299,982
会計方針の変更による累積的影響額					191,319
会計方針の変更を反映した当期首残高	385,765	158,875	544,640	315,722	9,491,302
当期変動額					
剰余金の配当					259,941
親会社株主に帰属する当期純利益					1,085,512
自己株式の取得					162,224
自己株式の処分					21,250
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,724	15,725	20,998	74,904	53,905
当期変動額合計	36,724	15,725	20,998	74,904	738,502
当期末残高	349,041	174,600	523,642	390,626	10,229,804

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,361,070	1,594,477
減価償却費	266,916	256,083
固定資産除却損	14,834	1,006
固定資産売却損益（は益）	240	1,405
ゴルフ会員権評価損	-	10,960
創業100周年記念関連費用	-	46,454
株式報酬費用	93,312	96,119
受注損失引当金の増減額（は減少）	35,340	30
貸倒引当金の増減額（は減少）	112,027	513
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	334,147	319,315
賞与引当金の増減額（は減少）	311,570	108,944
株主優待引当金の増減額（は減少）	6,076	1,393
受取利息及び受取配当金	34,458	58,941
支払利息	5,764	5,114
有価証券売却損益（は益）	4,675	10,767
投資有価証券評価損益（は益）	2,910	-
売上債権の増減額（は増加）	106,948	937,083
未成業務受入金の増減額（は減少）	394,270	222,982
棚卸資産の増減額（は増加）	1,122,207	202,946
仕入債務の増減額（は減少）	75,084	157,453
未払消費税等の増減額（は減少）	164,871	659,136
その他	251,655	2,491
小計	2,212,586	311,231
利息及び配当金の受取額	34,686	57,446
利息の支払額	5,714	5,063
法人税等の支払額	247,390	709,505
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,994,168	345,891
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	765,144	129,974
有形固定資産の売却による収入	-	1,915
無形固定資産の取得による支出	30,068	29,057
投資有価証券の取得による支出	23,381	14,168
有価証券の売却による収入	18,838	27,223
敷金の差入による支出	12,865	1,959
敷金の回収による収入	-	1,764
その他	34,923	34,634
投資活動によるキャッシュ・フロー	847,544	178,891
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	60,000	60,000
自己株式の処分による収入	15	35
自己株式の取得による支出	190,376	200,523
配当金の支払額	230,780	260,935
財務活動によるキャッシュ・フロー	481,142	521,424
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	665,481	1,046,207
現金及び現金同等物の期首残高	2,336,557	3,002,039
現金及び現金同等物の期末残高	3,002,039	1,955,831

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

(2) 連結子会社の名称

近畿都市整備株式会社

日本都市整備株式会社

東北都市整備株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を採用しております。

ただし、同決算日から連結決算日5月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 未成業務支出金

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・ 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

・ 建物（建物附属設備を除く）

定額法によっております。

連結子会社は定率法によっております。

・ 建物（建物附属設備を除く）以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却しております。

無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えて、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

主として、工事契約については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

資金調達活動における金利変動リスクの軽減を目的として、対応する借入金額を限度として取引を行う方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

資金調達取引のつど取締役会の承認を受け、取引の実行及び管理は財務経理部が行っており、必要のつど取締役会に報告することで行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資等であります。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

・ 支払利息の原価算入

事業規模が3億円以上で、かつ、開発期間が1年を超える不動産開発業務に係る支払利息は、開発期間中のものに限り、取得原価に算入しております。

(重要な会計上の見積り)

(工事契約における収益認識)

会計上の見積りにより当期に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌期に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した売上高	-	15,270,742
上記のうち、期末に進行中の案件に係る売上高	-	5,341,927

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗率に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積もりは、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。

収益の認識にあたり、工事原価総額の変動は、履行義務の充足に係る進捗度の算定に影響を与えるため、期末日における工事原価総額を合理的に見積もる必要がありますが、工事は一般に長期にわたることから、当該見積りは、今後の工事の進捗に伴い、施工中の設計変更や人件費、外注費等の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の業績に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が3,876,998千円、売上原価が2,745,665千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,131,333千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が191,319千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については、記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、会計上の見積りの困難さが増しておりますが、当社が現時点で把握できる最善の方法により会計上の見積りを行っております。ただし、その収束時期の変動等によっては、今後の財政状態及び経営成績の状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年5月31日)
売掛金	1,418,531千円
契約資産	3,414,855

- 2 未成業務受入金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年5月31日)
契約負債	1,115,051千円

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
	- 千円	30千円

- 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
給料及び手当	1,547,908千円	1,616,443千円
貸倒引当金繰入額	112,027	513

- 4 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
	95,320千円	95,211千円

- 5 市場動向の推移をみながら売却を行うことを目的として取得した有価証券の売却損益は、営業外損益に計上しております。

- 6 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
有形固定資産「その他」	240千円	- 千円
計	240	-

- 7 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
建物及び構築物	- 千円	1,405千円

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
計	-	1,405

8 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
建物及び構築物	14,003千円	- 千円
機械装置及び運搬具	127	0
有形固定資産「その他」	703	1,006
計	14,834	1,006

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	126,152千円	40,744千円
組替調整額	4,675	10,767
税効果調整前	121,477	51,511
税効果額	37,091	14,787
その他有価証券評価差額金	84,385	36,724
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	551,067	46,636
組替調整額	31,521	23,971
税効果調整前	582,588	22,665
税効果額	178,388	6,940
退職給付に係る調整額	404,200	15,725
その他の包括利益合計	488,585	20,998

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式 (注) 1	18,250,000	-	250,000	18,000,000
合計	18,250,000	-	250,000	18,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3	1,727,974	245,742	265,000	1,708,716
合計	1,727,974	245,742	265,000	1,708,716

(注) 1. 発行済株式の普通株式の減少250,000株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加245,742株は、取締役会決議による取得による増加245,700株及び単元未満株式の買取りによる増加42株であります。

3. 普通株式の自己株式の減少265,000株は、自己株式の消却による減少250,000株及びストック・オプションの行使による減少15,000株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	315,722
合計	-	-	-	-	-	-	315,722

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年8月28日 定時株主総会	普通株式	115,654	7.0	2020年5月31日	2020年8月31日
2021年1月14日 取締役会	普通株式	114,439	7.0	2020年11月30日	2021年2月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月26日 定時株主総会	普通株式	130,330	利益剰余金	8.0	2021年5月31日	2021年8月27日

当連結会計年度（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式（注）1	18,000,000	-	500,000	17,500,000
合計	18,000,000	-	500,000	17,500,000
自己株式				
普通株式（注）2,3	1,708,716	204,431	535,000	1,378,147
合計	1,708,716	204,431	535,000	1,378,147

（注）1. 発行済株式の普通株式の減少500,000株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加204,431株は、取締役会決議による取得による増加204,400株及び単元未満株式の買取りによる増加31株であります。

3. 普通株式の自己株式の減少535,000株は、自己株式の消却による減少500,000株及びストック・オプションの行使による減少35,000株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	390,626
合計	-	-	-	-	-	-	390,626

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年8月26日 定時株主総会	普通株式	130,330	8.0	2021年5月31日	2021年8月27日
2022年1月13日 取締役会	普通株式	129,610	8.0	2021年11月30日	2022年2月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年8月26日 定時株主総会	普通株式	241,827	利益剰余金	15.0	2022年5月31日	2022年8月29日

（注）2022年8月26日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当4円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
現金及び預金	3,002,039 千円	1,955,831 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	3,002,039	1,955,831

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当連結会計年度 (2022年5月31日)
1年内	184,680	184,680
1年超	261,630	76,950
合計	446,310	261,630

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については余裕資金の範囲内に限定し、また、資金調達については銀行借入及び無担保社債の発行によっております。デリバティブは、投機的な目的で取引を行わない方針で主に借入金の金利変動リスクを回避するために利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権(受取手形及び売掛金)は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建営業債権は為替変動リスクに晒されております。投資有価証券のほとんどが株式であり、市場の価格変動リスクに晒されております。

営業債務(買掛金)は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。資金調達は当社が行っており、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金と社債発行は主に設備投資にかかった調達資金の借換えです。長期借入金の一部について、支払利息の変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を行っております。金利スワップ取引は期日前返済を行う場合に市場金利の変動によるリスクに晒されません。なお、金利スワップ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるために、相手方の契約不履行によるリスクはほとんど無いと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(顧客の契約不履行等に係るリスク)の管理

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先与信管理規程及びリスク管理基本規程に沿って契約不履行等に係るリスクの軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券の運用は、「有価証券の運用及び売買損益の会計処理に関する内規」に従い限定的なリスクの範囲で行っております。上場株式については、毎月時価の把握を行っております。

金利スワップ取引は社内規程に基づき厳格に取引及びリスク管理の運営を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、買掛金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2021年5月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金	2,763,978		
貸倒引当金（ ）	513		
差 引	2,763,465	2,763,465	-
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1,017,072	1,017,072	-
(3) 長期未収入金	224,002		
貸倒引当金（ ）	112,001		
差 引	112,001	112,001	-
(4) 破産更生債権等	38,168		
貸倒引当金（ ）	38,168		
差 引	-	-	-
(5) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	60,000	60,000	-

（注）1. 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（2）投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券（非上場株式）	156,950

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,002,039	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,763,497	481	-	-
合計	5,765,536	481	-	-

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	60,000	-	-	-	-	-
合計	60,000	-	-	-	-	-

当連結会計年度（2022年5月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	4,833,386		
貸倒引当金()	-		
差 引	4,833,386	4,833,386	-
(2) 投資有価証券			
其他有価証券	963,273	963,273	-
(3) 破産更生債権等	38,168		
貸倒引当金()	38,168		
差 引	-	-	-

(注) 1. 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
其他有価証券(非上場株式)	156,950

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,955,831	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	4,832,218	1,167	-	-
合計	6,788,049	1,167	-	-

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに直を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	963,273	-	-	963,273
資産計	936,273	-	-	963,273

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	-	4,833,386	-	4,833,386
資産計	-	4,833,386	-	4,833,386

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格によっており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及びリスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年5月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	895,833	358,849	536,983
	(2) その他	-	-	-
	小計	895,833	358,849	536,983
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	121,239	140,828	19,589
	(2) その他	-	-	-
	小計	121,239	140,828	19,589
合計		1,017,072	499,678	517,394

当連結会計年度(2022年5月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	846,897	362,129	484,767
	(2) その他	-	-	-
	小計	846,897	362,129	484,767
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	116,376	135,260	18,884
	(2) その他	-	-	-
	小計	116,376	135,260	18,884
合計		963,273	497,390	465,882

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	6,993	4,675	-
(2) 債券			
社債	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	6,993	4,675	-

当連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	27,264	10,767	-
(2) 債券			
社債	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	27,264	10,767	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について2,910千円（その他有価証券の株式）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（2021年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2022年5月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、主として資格等級ごとに定める資格等級ポイントと勤続年数ごとに定める勤続ポイントを累積したポイントに基づいた一時金又は年金を支給します。

また、当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
退職給付債務の期首残高	3,768,928千円	3,579,808千円
勤務費用	235,313	231,261
利息費用	-	710
数理計算上の差異の発生額	41,357	71,856
退職給付の支払額	383,076	201,387
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	3,579,808	3,538,536

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
年金資産の期首残高	3,441,434千円	4,169,050千円
期待運用収益	102,861	124,652
数理計算上の差異の発生額	509,351	25,134
事業主からの拠出額	496,486	402,579
退職給付の支払額	381,084	201,387
年金資産の期末残高	4,169,050	4,469,759

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当連結会計年度 (2022年5月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,579,808千円	3,538,536千円
年金資産	4,169,050	4,469,759
	589,242	931,222
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	589,242	931,222
退職給付に係る負債	11,495	14,536
退職給付に係る資産	600,737	945,759
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	589,242	931,222

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
勤務費用	235,313千円	231,261千円
利息費用	-	710
期待運用収益	102,861	124,652
数理計算上の差異の費用処理額	31,879	23,971
確定給付制度に係る退職給付費用	164,330	83,348

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
過去勤務費用	-千円	-千円
数理計算上の差異	582,588	22,665
合計	582,588	22,665

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当連結会計年度 (2022年5月31日)
未認識過去勤務費用	-千円	-千円
未認識数理計算上の差異	228,992	251,658
合計	228,992	251,658

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当連結会計年度 (2022年5月31日)
債券	7.0%	6.9%
株式	50.3	49.3
一般勘定	16.1	16.3
オルタナティブ	9.9	11.1
短期資金等	16.4	16.1
その他	0.3	0.3
合計	100.0	100.0

(注) 1. オルタナティブは、主にヘッジファンド及びREITへの投資であります。

2. 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は6.31%、当連結会計年度には6.57%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当連結会計年度 (2022年5月31日)
割引率	0.02%	0.17%
長期期待運用収益率	3.00%	3.00%
(注) 当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は0.02%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.17%に変更しております。		

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度44百万円、当連結会計年44百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2021年3月31日現在)	当連結会計年度 (2022年3月31日現在)
年金資産の額	58,255百万円	63,939百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	46,764	47,176
差引額	11,490	16,763

(2) 制度全体に占める当社グループの割合

	前連結会計年度 (2021年3月分)	当連結会計年度 (2022年3月分)
掛金拠出金	2.59%	2.36%
加入人数	2.26	2.10
給与総額	2.58	2.36

(注) 単月の情報であります。

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の剰余金（前連結会計年度11,490百万円、当連結会計年度16,763百万円）であります。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
販売費及び一般管理費	93,312	96,119

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2011年度 ストック・オプション	2012年度 ストック・オプション	2013年度 ストック・オプション	2014年度 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名	取締役 6名	取締役 4名	取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 71,000株	普通株式 53,000株	普通株式 88,000株	普通株式 112,000株
付与日	2011年9月9日	2012年9月14日	2013年9月13日	2014年9月12日
権利行使条件	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>
権利確定条件				
対象勤務期間				
権利行使期間	自2011年9月9日 至2041年9月8日	自2012年9月14日 至2042年9月13日	自2013年9月13日 至2043年9月12日	自2014年9月12日 至2044年9月11日

	2015年度 ストック・オプション	2016年度 ストック・オプション	2017年度 ストック・オプション	2018年度 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	取締役 7名	取締役 6名	取締役 5名	取締役 5名 執行役員 12名
株式の種類別のス tock・オプションの 数の(注)	普通株式 78,000株	普通株式 74,000株	普通株式 80,000株	普通株式 104,000株
付与日	2015年9月11日	2016年9月12日	2017年9月14日	2018年9月13日
権利行使条件	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>
権利確定条件				
対象勤務期間				
権利行使期間	自2015年9月11日 至2045年9月10日	自2016年9月12日 至2046年9月11日	自2017年9月14日 至2047年9月13日	自2018年9月13日 至2048年9月12日

	2019年度 ストック・オプション	2020年度 ストック・オプション	2021年度 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	取締役 6名 執行役員 12名	取締役 8名 執行役員 10名 理事 7名	取締役 9名 執行役員 10名 理事 6名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 148,000株	普通株式 128,000株	普通株式 119,700株
付与日	2019年9月12日	2020年9月17日	2021年9月16日
権利行使条件	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役、執行役員及び理事の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>	<p>新株予約権者は、株式会社オオバの取締役、執行役員及び理事の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権が、乙の法定相続人のうち配偶者又は二親等以内の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに甲所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>相続承継人は、乙が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。</p>
権利確定条件			
対象勤務期間			
権利行使期間	自2019年9月13日 至2049年9月12日	自2020年9月17日 至2050年9月16日	自2021年9月16日 至2051年9月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2011年度 ストック・オプション	2012年度 ストック・オプション	2013年度 ストック・オプション	2014年度 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	11,000	8,000	44,000	52,000
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	11,000	8,000	44,000	52,000

	2015年度 ストック・オプション	2016年度 ストック・オプション	2017年度 ストック・オプション	2018年度 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	33,000	65,000	80,000	95,000
権利確定				
権利行使				8,000
失効				
未行使残	33,000	65,000	80,000	87,000

	2019年度 ストック・オプション	2020年度 ストック・オプション	2021年度 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			119,700
失効			
権利確定			119,700
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	140,000	127,000	
権利確定			119,700
権利行使	14,000	13,000	
失効			
未行使残	126,000	114,000	119,700

単価情報

	2011年度 ストック・オプション	2012年度 ストック・オプション	2013年度 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)				
付与日における公正な評価単価 (円)	82	131	172	314

	2015年度 ストック・オプション	2016年度 ストック・オプション	2017年度 ストック・オプション	2018年度 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)				806
付与日における公正な評価単価 (円)	471	332	434	538

	2019年度 ストック・オプション	2020年度 ストック・オプション	2021年度 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	806	806	
付与日における公正な評価単価 (円)	531	729	803

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2021年度ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	2021年度ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	35.07%
予想残存期間 (注) 2	6.0年
予想配当 (注) 3	15円 / 株
無リスク利率 (注) 4	0.09%

(注) 1. 2021年度ストック・オプションについては、2015年9月17日から2021年9月16日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 評価時点における付与対象者の予想在任期間を見積もっております。
3. 直近の年間配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当連結会計年度 (2022年5月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	46,139千円	45,982千円
退職給付信託設定額	92,306	93,350
未払事業税	25,755	24,219
未払事業所税	3,061	3,401
投資有価証券評価損	30,166	29,541
減損損失	9,551	12,029
新株予約権	96,674	119,609
賞与引当金	120,649	154,203
資産除去債務	79,962	80,568
その他	33,606	43,039
繰延税金資産 小計	537,872	605,945
評価性引当額	91,234	101,376
繰延税金資産 合計	446,637	504,568
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	131,628	116,841
前払年金費用	109,840	207,524
退職給付信託設定益	59,247	59,247
資産除去債務	62,627	57,664
圧縮記帳積立金	400,520	396,291
特別償却準備金	27,521	13,760
未收受取配当金	984	1,213
退職給付に係る調整累計額	70,117	77,057
繰延税金負債 合計	862,487	929,601
繰延税金資産(負債)の純額	415,850	425,032

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別内訳

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当連結会計年度 (2022年5月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
住民税等均等割額	3.49	2.97
受取配当金益金不算入	0.41	0.55
交際費等	0.63	0.80
役員給与損金不算入	0.01	0.01
繰越欠損金	0.08	-
評価性引当額の増減	2.61	0.40
税額控除	0.06	2.57
その他	0.40	0.24
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.37	31.92

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に支店事務所ビルの賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14～50年と見積り、割引率は0.256～2.518%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
期首残高	228,244千円	250,538千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,485	-
資産除去債務履行に伴う減少額	2,266	-
時の経過による調整額	1,074	1,109
期末残高	250,538	251,647

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等(土地を含む)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は52,620千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は45,608千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,832,818	2,403,484
期中増減額	480,523	5,792
期末残高	2,313,342	2,307,549
期末時価	2,403,484	2,357,141

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少額は賃貸用マンションの減価償却費の計上であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づく金額、その他の物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

(単位:千円)

区分	財又はサービスの移転の時期		その他	合計
	一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益	一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益		
建設コンサルタント業務	-	14,667,798	-	14,667,798
地理空間情報業務	-	3,577,062	-	3,577,062
環境業務	-	670,409	-	670,409
まちづくり業務	-	6,148,679	-	6,148,679
設計業務	-	4,271,646	-	4,271,646
事業ソリューション業務	541,919	602,944	-	1,144,863
顧客との契約から生じる収益	541,919	15,270,742	-	15,812,662
その他の収益(注)	-	-	120,360	120,360
外部顧客への売上高	541,919	15,270,742	120,360	15,933,022

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸料収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,763,978	1,418,531
契約資産	846,424	3,414,855
契約負債	843,164	1,115,051

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に関する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、顧客からの前受金であり、工事の進捗に応じ収益を認識するにつれて取り崩しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、6,120,920千円であります。当該残存履行義務は、概ね2年以内に収益として認識すると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自2020年6月1日 至2021年5月31日)及び当連結会計年度(自2021年6月1日 至2022年5月31日)

当社グループは、地理空間情報業務、環境業務、まちづくり業務、設計業務及び事業ソリューション業務を総合的に営む単一事業の企業集団であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自2020年6月1日 至2021年5月31日)及び当連結会計年度(自2021年6月1日 至2022年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自2020年6月1日 至2021年5月31日)及び当連結会計年度(自2021年6月1日 至2022年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自2020年6月1日 至2021年5月31日)及び当連結会計年度(自2021年6月1日 至2022年5月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2020年6月1日 至2021年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2021年6月1日 至2022年5月31日）

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員 の 近親者	大場明憲	-	-	当社名誉顧問	(被所有) 直接2.80%	当社名誉顧問	顧問報酬	12,000	-	-

(注) 1. 大場明憲は、当社の代表取締役社長・会長として企業経営に携わってきた実績があり、長年の経験、知見、幅広い人脈等をもとに、当社に対して助言指導を行っております。

2. 顧問報酬額については、当社取締役会において決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
1株当たり純資産額	551.48円	610.30円
1株当たり当期純利益金額	52.04円	66.98円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	50.15円	64.17円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	852,473	1,085,512
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	852,473	1,085,512
期中平均株式数(千株)	16,382	16,207
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	617	709
(うち新株予約権(千株))	(617)	(709)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	60,000	-	0.507	-
1年以内に返済予定のリース債務	62	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
合計	60,062	-	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	2,568,707	6,245,919	10,294,697	15,933,022
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	10,659	239,569	880,529	1,594,477
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(千円)	6,822	154,328	570,400	1,085,512
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	0.42	9.51	35.17	66.98

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	0.42	9.10	25.68	31.84

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,812,506	1,669,671
受取手形	1,682	-
売掛金	2,524,305	1,219,594
契約資産	-	3,443,942
未成業務支出金	938,004	219,557
販売用不動産	5,634	5,634
前払費用	100,026	108,208
その他	15,169	458,201
貸倒引当金	513	-
流動資産合計	6,396,816	7,124,811
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,205,593	1,160,172
機械及び装置	285,746	247,629
車両運搬具	5,992	22,788
工具、器具及び備品	200,822	160,454
土地	2,642,285	2,644,018
有形固定資産合計	4,340,441	4,235,062
無形固定資産		
ソフトウェア	128,686	106,012
その他	1,725	1,602
無形固定資産合計	130,412	107,614
投資その他の資産		
投資有価証券	1,174,022	1,120,223
関係会社株式	186,606	186,606
長期未収入金	224,002	-
破産更生債権等	38,168	38,168
長期前払費用	3,734	2,404
長期保証金	304,280	308,615
役員及び従業員保険掛金	17,008	18,713
前払年金費用	371,744	694,101
その他	32,770	2,770
貸倒引当金	150,170	38,168
投資その他の資産合計	2,202,168	2,333,434
固定資産合計	6,673,022	6,676,111
資産合計	13,069,838	13,800,923

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	781,480	935,011
1年内返済予定の長期借入金	60,000	-
未払金	134,928	102,957
未払費用	227,128	242,135
未払法人税等	441,608	318,483
未払事業所税	9,998	11,110
未成業務受入金	1,062,458	1,109,805
預り金	49,314	44,362
未払消費税等	311,860	67,120
賞与引当金	372,633	474,995
受注損失引当金	-	30
株主優待引当金	15,955	17,349
その他	6,263	5,207
流動負債合計	3,473,630	3,328,569
固定負債		
資産除去債務	245,799	246,842
繰延税金負債	360,538	356,775
その他	9,466	5,331
固定負債合計	615,803	608,949
負債合計	4,089,434	3,937,519
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,131,733	2,131,733
資本剰余金		
資本準備金	532,933	532,933
その他資本剰余金	238,538	-
資本剰余金合計	771,471	532,933
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	800,000	800,000
特別償却準備金	62,358	31,179
圧縮記帳積立金	907,515	897,932
繰越利益剰余金	4,544,877	5,528,083
利益剰余金合計	6,314,751	7,257,195
自己株式	939,040	798,125
株主資本合計	8,278,916	9,123,735
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	385,765	349,041
評価・換算差額等合計	385,765	349,041
新株予約権	315,722	390,626
純資産合計	8,980,404	9,863,403
負債純資産合計	13,069,838	13,800,923

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
売上高	1 15,103,417	1 15,226,399
売上原価	1 10,649,369	1 10,642,601
売上総利益	4,454,047	4,583,797
販売費及び一般管理費	1, 2 3,172,377	1, 2 3,057,900
営業利益	1,281,670	1,525,897
営業外収益		
受取利息	1 437	1 514
受取配当金	1 51,830	1 58,923
受取保険金及び配当金	8,724	11,910
有価証券売却益	3 4,675	3 10,767
違約金収入	27,000	-
その他	1 16,168	1 20,054
営業外収益合計	108,837	102,170
営業外費用		
支払利息	5,764	5,114
支払保証料	1,479	2,335
是正工事費用	26,555	-
遅延損害金	14,058	3,227
その他	2,081	11
営業外費用合計	49,939	10,689
経常利益	1,340,567	1,617,379
特別損失		
固定資産売却損	-	1,405
固定資産除却損	14,714	1,006
投資有価証券評価損	2,910	-
ゴルフ会員権評価損	-	10,960
創業100周年記念関連費用	-	46,454
その他	1,449	-
特別損失合計	19,074	59,827
税引前当期純利益	1,321,493	1,557,551
法人税、住民税及び事業税	538,832	552,106
法人税等調整額	51,409	65,927
法人税等合計	487,422	486,178
当期純利益	834,070	1,071,373

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)		当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		393,563	4.1	731,978	6.9
人件費		3,442,354	35.6	3,410,145	32.0
業務委託費		4,853,802	50.2	5,519,779	51.8
経費		981,650	10.1	992,168	9.3
当期総製造費用		9,671,370	100.0	10,654,072	100.0
期首仕掛品棚卸高		1,921,637		213,721	
他勘定受入高		-		-	
合計		11,593,008		10,867,793	
期末仕掛品棚卸高		943,638		225,192	
他勘定振替高		-		-	
当期製品製造原価		10,649,369		10,642,601	

1 原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算であります。

- 2 後述の「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当事業年度の期首から収益認識に関する会計基準等を適用いたしました。この結果、当事業年度の期首仕掛品棚卸高は、729,917千円減少しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
					別途積立金	特別償却準備金	圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,131,733	532,933	372,888	905,821	800,000	98,947	916,899	3,894,927
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,131,733	532,933	372,888	905,821	800,000	98,947	916,899	3,894,927
当期変動額								
剰余金の配当								230,093
当期純利益								834,070
特別償却準備金の取崩						36,589		36,589
圧縮記帳積立金の取崩							9,383	9,383
自己株式の取得								
自己株式の処分			407	407				
自己株式の消却			134,757	134,757				
利益剰余金から資本剰余金への振替								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	134,349	134,349	-	36,589	9,383	649,950
当期末残高	2,131,733	532,933	238,538	771,471	800,000	62,358	907,515	4,544,877

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	5,710,774	891,233	7,857,096	301,380	301,380	230,615	8,389,091
会計方針の変更による累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,710,774	891,233	7,857,096	301,380	301,380	230,615	8,389,091
当期変動額							
剰余金の配当	230,093		230,093				230,093
当期純利益	834,070		834,070				834,070
特別償却準備金の取崩	-		-				-
圧縮記帳積立金の取崩	-		-				-
自己株式の取得		190,376	190,376				190,376
自己株式の処分		7,812	8,220				8,220
自己株式の消却		134,757	-				-
利益剰余金から資本剰余金への振替			-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				84,385	84,385	85,107	169,492
当期変動額合計	603,977	47,807	421,820	84,385	84,385	85,107	591,312
当期末残高	6,314,751	939,040	8,278,916	385,765	385,765	315,722	8,980,404

当事業年度（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
					別途積立金	特別償却準備金	圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,131,733	532,933	238,538	771,471	800,000	62,358	907,515	4,544,877
会計方針の変更による累積的影響額								174,361
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,131,733	532,933	238,538	771,471	800,000	62,358	907,515	4,719,239
当期変動額								
剰余金の配当								259,941
当期純利益								1,071,373
特別償却準備金の取崩						31,179		31,179
圧縮記帳積立金の取崩							9,583	9,583
自己株式の取得								
自己株式の処分			1,698	1,698				
自己株式の消却			283,587	283,587				
利益剰余金から資本剰余金への振替			43,350	43,350				43,350
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	238,538	238,538	-	31,179	9,583	808,843
当期末残高	2,131,733	532,933	-	532,933	800,000	31,179	897,932	5,528,083

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	6,314,751	939,040	8,278,916	385,765	385,765	315,722	8,980,404
会計方針の変更による累積的影響額	174,361		174,361				174,361
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,489,113	939,040	8,453,278	385,765	385,765	315,722	9,154,766
当期変動額							
剰余金の配当	259,941		259,941				259,941
当期純利益	1,071,373		1,071,373				1,071,373
特別償却準備金の取崩	-		-				-
圧縮記帳積立金の取崩	-		-				-
自己株式の取得		162,224	162,224				162,224
自己株式の処分		19,551	21,250				21,250
自己株式の消却		283,587	-				-
利益剰余金から資本剰余金への振替	43,350		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				36,724	36,724	74,904	38,179
当期変動額合計	768,081	140,914	670,457	36,724	36,724	74,904	708,637
当期末残高	7,257,195	798,125	9,123,735	349,041	349,041	390,626	9,863,403

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物附属設備を除く)

定額法によっております。

建物(建物附属設備を除く)以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えて、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
主として、工事契約については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度を見積りは、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。
7. ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをヘッジ手段として用いております。
- (3) ヘッジ方針
資金調達活動における金利変動リスクの軽減を目的として、対応する借入金額を限度として取引を行う方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
- (5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの
資金調達取引のつど取締役会の承認を受け、取引の実行及び管理は財務経理部が行っており、必要のつど取締役会に報告することで行っております。
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 支払利息の原価算入
事業規模が3億円以上で、かつ、開発期間が1年を超える不動産開発業務に係る支払利息は、開発期間中のものに限り、取得原価に算入しております。

(重要な会計上の見積り)

(工事契約における収益認識)

会計上の見積りにより当期に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌期に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した売上高	-	14,564,119
上記のうち、期末に進行中の案件に係る売上高	-	4,604,184

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が3,881,701千円、売上原価が2,754,554千円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,127,146千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が174,361千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については、記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する注記については、連結財務諸表の注記事項(追加情報)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
短期金銭債権	30,174千円	1,296千円
短期金銭債務	99,366	145,313

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
営業取引による取引高		
売上高	36,281千円	32,127千円
仕入高	499,613	470,761
営業費用	5,846	2,888
営業取引以外の取引による取引高	18,832	20,289

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、販売費及び一般管理費のうち販売費の割合は僅少であります。

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
給料及び手当	1,478,698千円	1,536,871千円
退職給付費用	33,068	22,397
減価償却費	102,235	91,589
貸倒引当金繰入額	112,027	513

3 市場動向の推移をみながら売却を行うことを目的として取得した有価証券の売却損益は、営業外損益に計上しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
子会社株式	186,606	186,606
関連会社株式	-	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	46,139千円	45,982千円
退職給付信託設定額	92,306	93,350
未払事業税	24,579	23,469
未払事業所税	3,061	3,401
投資有価証券評価損	30,166	29,541
投資有価証券売却益	3,914	-
販売用不動産評価減損	2,210	-
減損損失	8,209	10,847
新株予約権	96,674	119,609
未払社員決算賞与	114,100	145,443
資産除去債務	78,371	78,954
その他	24,800	49,082
繰延税金資産 小計	524,534	599,683
評価性引当額	89,253	99,374
繰延税金資産 合計	435,280	500,309
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	131,628	116,841
前払年金費用	113,828	212,533
退職給付信託設定益	59,247	59,247
資産除去債務	62,087	57,196
特別償却準備金	27,521	13,760
圧縮記帳積立金	400,520	396,291
未収受取配当金	984	1,213
繰延税金負債 合計	795,818	857,085
繰延税金負債の純額	360,538	356,775

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別内訳

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
住民税等均等割額	3.47	2.93
受取配当金益金不算入	0.40	0.55
交際費等	0.60	0.79
役員給与損金不算入	0.01	0.01
評価性引当額の増減	2.66	0.38
税額控除	-	2.63
その他	0.08	0.35
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.88	31.21

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,205,593	23,768	3,321	65,868	1,160,172	819,718
	機械装置	285,746	-	-	38,117	247,629	484,990
	車両運搬具	5,992	19,327	-	2,531	22,788	15,479
	工具、器具及び備品	200,822	65,109	1,006	104,470	160,454	686,832
	土地	2,642,285	1,732	-	-	2,644,018	-
	計	4,340,441	109,937	4,327	210,988	4,235,062	2,007,021
無形固定資産	ソフトウェア	128,686	11,009	-	33,683	106,012	-
	その他	1,725	-	-	123	1,602	-
	計	130,412	11,009	-	33,806	107,614	-

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	372,633	474,995	372,633	474,995
株主優待引当金	15,955	17,349	15,955	17,349
受注損失引当金	-	30	-	30
貸倒引当金	150,683	-	112,514	38,168

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額 513千円および債権回収による取崩額112,001千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	当社の株式取扱規程に定める額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 電子公告は当社ウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.k-ohba.co.jp
株主に対する特典	該当事項なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第87期）（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）2021年8月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2021年8月26日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第88期第1四半期）（自 2021年6月1日 至 2021年8月31日）2021年10月14日関東財務局長に提出
（第88期第2四半期）（自 2021年9月1日 至 2021年11月30日）2022年1月13日関東財務局長に提出
（第88期第3四半期）（自 2021年12月1日 至 2022年2月28日）2022年4月13日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2021年9月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2021年10月6日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（取締役会における新株予約権の決議内容）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2021年8月1日 至 2021年8月31日）2021年9月14日関東財務局長に提出
報告期間（自 2021年9月1日 至 2021年9月30日）2021年10月14日関東財務局長に提出
報告期間（自 2021年10月1日 至 2021年10月31日）2021年11月16日関東財務局長に提出
報告期間（自 2021年11月1日 至 2021年11月30日）2021年12月14日関東財務局長に提出
報告期間（自 2022年4月1日 至 2022年4月30日）2022年5月13日関東財務局長に提出
報告期間（自 2022年5月1日 至 2022年5月31日）2022年6月14日関東財務局長に提出
報告期間（自 2022年6月1日 至 2022年6月30日）2022年7月14日関東財務局長に提出
報告期間（自 2022年7月1日 至 2022年7月31日）2022年8月12日関東財務局長に提出
- (6) 訂正四半期報告書及び確認書
（第88期第1四半期）（自 2021年6月1日 至 2021年8月31日）
2021年12月24日関東財務局長に提出
- (7) 臨時報告書の訂正報告書
2021年10月6日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年 8月26日

株式会社オオバ

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 濱 滋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尻 引 善 博

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オオバの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オオバ及び連結子会社の2022年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

- ・ 土地区画整理事業における貸倒懸念債権の回収可能性の見積りの妥当性

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当連結会計年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

その結果、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項は、前連結会計年度の監査上の主要な検討事項から「収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる工事原価総額の見積りの妥当性」を追加し、「土地区画整理事業における貸倒懸念債権の回収可能性の見積りの妥当性」を除外し、以下の事項とした。

- ・ 収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる工事原価総額の見積りの妥当性

一定の期間にわたり認識する収益に係る工事原価総額の見積りの妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通り、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定している。当連結会計年度において、当該進捗度に基づいて計上された収益は15,270,742千円（連結売上高の95.8%）である。</p> <p>「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載の通り、収益の認識にあたり、工事原価総額の変動は、履行義務の充足に係る進捗度の算定に影響を与えるため、期末日における工事原価総額を合理的に見積もる必要があるが、工事は一般に長期にわたり、当該見積りは、工事の進捗に伴い、顧客との契約に基づいた設計の変更や人件費、外注費等の変動等によって影響を受けることから、工事原価総額の見積りには経営者による主観的な判断が伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる工事原価総額の見積りの妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる工事原価総額の見積りの妥当性に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>受注時及び契約変更時において工事原価総額の合理的な見積りが行われるための内部統制及び決算において最新の見積りが反映されるための内部統制を理解し、その整備及び運用状況を評価した。</p> <p>前期末時点における工事原価総額の見積りについて、当期中の実績との比較を行い、その差異の原因を検討することにより、経営者による見積りの精度を評価した。</p> <p>工事原価総額の見積りが、期末時点における積算根拠に基づいて合理的に見積られていることを、外部業者が発行した見積書の突合等により確かめた。</p> <p>期末時点において進行中の業務について、業務の実在性及び進捗状況を評価するため、事業地の視察を行った。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オオバの2022年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社オオバが2022年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社オオバ

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 濱 滋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尻 引 善 博

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オオバの2021年6月1日から2022年5月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オオバの2022年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前事業年度の財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

- ・土地区画整理事業における貸倒懸念債権の回収可能性の見積りの妥当性

当事業年度の財務諸表の監査において、監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当事業年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

その結果、当事業年度の財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項は、前事業年度の監査上の主要な検討事項から「収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる工事原価総額の見積りの妥当性」を追加し、「土地区画整理事業における貸倒懸念債権の回収可能性の見積りの妥当性」を除外し、以下の事項とした。

- ・収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる工事原価総額の見積りの妥当性

一定の期間にわたり認識する収益に係る工事原価総額の見積りの妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、「注記事項（重要な会計方針）6．収益及び費用の計上基準」に記載の通り、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定している。当事業年度において、当該進捗度に基づいて計上された収益は14,564,119千円（売上高の95.7%）である。</p> <p>「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載の通り、収益の認識にあたり、工事原価総額の変動は、履行義務の充足に係る進捗度の算定に影響を与えるため、期末日における工事原価総額を合理的に見積もる必要があるが、工事は一般に長期にわたり、当該見積りは、工事の進捗に伴い、顧客との契約に基づいた設計の変更や人件費、外注費等の変動等によって影響を受けることから、工事原価総額の見積りには経営者による主観的な判断が伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる工事原価総額の見積りの妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、収益認識における履行義務の充足に係る進捗度に用いる工事原価総額の見積りの妥当性に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>受注時及び契約変更時において工事原価総額の合理的な見積りが行われるための内部統制及び決算において最新の見積りが反映されるための内部統制を理解し、その整備及び運用状況を評価した。</p> <p>前期末時点における工事原価総額の見積りについて、当期中の実績との比較を行い、その差異の原因を検討することにより、経営者による見積りの精度を評価した。</p> <p>工事原価総額の見積りが、期末時点における積算根拠に基づいて合理的に見積られていることを、外部業者が発行した見積書の突合等により確かめた。</p> <p>期末時点において進行中の業務について、業務の実在性及び進捗状況を評価するため、事業地の視察を行った。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。